

2023年2月10日

各位

会社名株式会社 旅工房  
代表者名 代表取締役会長兼社長 高山 泰仁  
(コード番号：6548 東証グロース市場)

問い合わせ先 取締役執行役員 岩田 静絵  
コーポレート本部長

E-mail：ir@tabikobo.com

## 2022年3月2日に受領したGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会からの検証報告書の受理について

このたび、2023年1月11日付「2022年3月2日に受領したGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会設置のお知らせ」で公表させていただいたとおり、当社が2022年3月2日に受領した「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会の調査報告書」の調査結果（以下、当該調査を「前回調査」、前回調査の結果を「前回調査結果」といいます。）に関して、一部再検証すべき事項が判明したことを受け、当該事項についての事実関係の再検証のため設置した検証委員会から、本日、検証報告書（別紙参照）を受理いたしました。以下にて、その概要をお知らせいたします。

### 記

#### 1. 検証委員会からの検証結果概要

本件旅行商品の販売取引のスキームは、当社を起点とした資金循環によりGoTo給付金の支給要件を満たす取引を行って、もっぱらGoTo給付金と地域共通クーポン券の支給を受けることを目的としたものとみるべきであり、少なくとも資金循環取引による売上の過大計上という側面では、当社がスキームの中で唯一資金負担リスクを負って資金循環取引を行っており、スキーム全体で中心的な役割を担って資金循環取引に加担したとの評価は免れないと評価されました。

一方で、前回調査結果の「本件旅行商品の催行実態が不適切なものとなったのは、実質的に同一又は一体とみられるB社、A社（旅行商品購入者）及びC社（研修提供者）が本件旅行商品に係るGoTo給付金によって利得を得ようとしたことによるものである可能性が高く、当社においては、そのような利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、自ら本件旅行商品の不適切な催行実

態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められない」という結論を覆す証拠は特段検出されておりません。

また、当社の役員の関与又は認識について、当時、本件旅行商品の販売取引のスキームに関与した取締役の中で現在でも引き続き在任しているのは代表取締役会長兼社長の高山（以下、高山社長）であります。高山社長は、本件旅行商品の販売取引のきっかけとなっており、2020年11月1日にf元取締役からスキームに参加した各社で相応の利益を得る収支となるスキーム図が記載されたメールを受領した際、案件を早急に進めるように指示する返信をしており、また、2020年12月3日の未明には、資金の回収リスクを懸念してf元取締役にメッセージアプリによるメッセージを送信し、f元取締役から資金循環について言及された返信を受けております。したがって、高山社長が、少なくともこの時点では当社を起点とする資金循環を認識していたことは明らかであります。

また、事後対応における開示姿勢について、高山社長は前回調査委員会が設置される数日前の2022年2月1日に、刑事事件化や外部調査委員会対策としての「証拠隠滅に近い」指示とも受け取れるメッセージアプリのメッセージをf元取締役に對して送信しており、高山社長も「証拠隠滅に近い」指示だったと供述しております。

なお、今回の検証結果による会計処理の訂正すべき事項は発見されておらず、会計処理の訂正は発生しません。

## 2. 今後の対応について

このたびの検証報告の内容を厳粛に受け止め、本件関与者の処分も含めたガバナンス体制の見直し、再発防止策の策定等を速やかに進める予定であります。今後の当社方針につきましては内容確定次第で改めて適時開示を行わせていただきます。

## 3. 業績に対する影響について

本検証結果による業績に対する影響は「1. 検証委員会からの検証結果概要」にも記載しましたとおり、会計処理の訂正は発生しないため軽微であると考えておりますが、監督官庁に対する今後の対応等で新たな事実が判明した場合には業績に影響を与える可能性がございます。なお、検証委員会の調査費用や再発防止等に伴う費用に関しては業績に与える影響の算出が合理的になった時点で速やかにお知らせさせていただきます。

以上

検証報告書

(公表版)

2023年2月10日

株式会社旅工房 取締役会 御中

検証委員会

委員長 三宅英貴

委員 井出浩二

委員 小林純也

## 目次

第1章 検証の概要 .....	1
第1 検証委員会を設置した経緯 .....	1
第2 検証委員会の体制 .....	1
第3 検証の目的 .....	2
第4 検証の方針・方法 .....	2
1 前回調査結果の概要 .....	2
2 本件過年度訂正の内容及び理由 .....	3
3 当委員会の検証方針 .....	3
4 当委員会の検証方法 .....	4
第5 当委員会の運営方針 .....	5
第6 留意事項 .....	6
第2章 本件旅行商品の販売取引の売上計上に係る事実関係.....	7
第1 TBK 社の会社概要.....	7
第2 TBK 社の事業内容・沿革等.....	7
第3 本件旅行商品の販売前のTBK 社の決算の状況.....	7
第4 本件旅行商品の予約販売前後の事実経過 .....	8
第5 本件旅行商品の売上計上に係る事実関係 .....	10
1 高山社長が債務超過を懸念している状況 .....	10
2 B 社との研修プランのスキーム図の経営陣における共有.....	11
3 高山社長に対するB 社との研修プランの状況報告 .....	13
4 コーポレート部門内での情報共有の状況 .....	14
(1) 当時のコーポレート部門の体制.....	14
(2) 支払いのフローとスケジュールの検討状況.....	14
(3) TBK 社の立替払いが発生した経緯 .....	22
(4) m 本部長が資金循環を懸念して g 元取締役役に相談した状況 .....	22
(5) 本件旅行契約の作成状況.....	23

5	f元取締役の高山社長に対する状況報告	24
6	2020年12月16日開催の監査役会及び取締役会の状況	26
7	本件旅行商品の売上計上	27
8	四半期レビュー時の対応状況	27
9	期末監査時の対応状況	27
第6	資金循環の有無と内容	28
第3章	資金循環の会計上の影響について	30
第4章	役員認識又は関与について	32
第1	総論	32
第2	各役員認識又は関与	32
1	f元取締役について	32
2	g元取締役	33
3	高山社長	34
第5章	原因分析と再発防止策の提言	36
第1	原因分析	36
1	CFOの判断の誤り	36
2	高山社長及びf元取締役のリスク感度の問題	36
3	事後対応における経営陣の不誠実な開示姿勢の問題	37
第2	再発防止策の提言	41
1	業務執行取締役の会計リテラシーと会計不正リスク感度の向上	41
2	CFOの職責の限定	42
3	監査法人との連携の強化	43
4	営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用徹底	43
別紙「ヒアリング対象者一覧」		

### 略語集

略語	正式名称
TBK 社	株式会社旅工房
GoTo トラベル事業	サービス産業消費喚起事業
GoTo 給付金	サービス産業消費喚起事業に基づく給付金
GoTo 事務局	サービス産業消費喚起事業給付金事務局

## 第1章 検証の概要

### 第1 検証委員会を設置した経緯

TBK社は、2022年2月4日付「当社グローバル・アライアンス部門におけるGoToトラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ」並びに同年3月2日付「当社グローバル・アライアンス部門におけるGoToトラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について」及び「(追加)当社グローバル・アライアンス部門におけるGoToトラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について」にて公表したとおり、TBK社のグローバル・アライアンス部門において、GoTo給付金の受給を申請していた取引の一部に宿泊等の実態がないために給付金の受給対象とならない可能性を否定できない取引が存在したとして、2022年2月4日に調査委員会を設置し、同年3月2日に同委員会から調査報告書を受領した(同委員会を以下「**前回調査委員会**」、同委員会が実施した調査を以下「**前回調査**」、当該調査の結果を以下「**前回調査結果**」という。)

TBK社は、前回調査委員会の設置後の2022年2月14日、前回調査やEY新日本有限責任監査法人(以下「**EY新日本**」という。)の追加的な監査手続に時間を要するとして2022年3月期第3四半期報告書の提出期限延長の承認を受けていたが、前回調査結果を踏まえ、延長後の提出期限である2022年3月17日において、過年度の2021年3月期の第3四半期報告書、有価証券報告書及び内部統制報告書並びに2022年3月期の第1四半期報告書及び第2四半期報告書の各訂正報告書を提出(以下「**本件過年度訂正**」という。)するとともに、提出期限を延長していた2022年3月期第3四半期報告書を提出した。

また、TBK社は、2022年3月16日開催の取締役会において再発防止策を決議し、関係役員の処分と役員報酬の一部返上とともに、同日付「当社グローバル・アライアンス部門におけるGoToトラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書を受けた再発防止策の策定及び関係役員の処分並びに役員報酬の一部自主返上に関するお知らせ」と題する適時開示を行ってその内容を公表した。

一方で、今般、前回調査の対象となった取引のうち売上計上に関する事実関係(資金循環の有無やその内容、TBK社の役員の関与又は認識等)について、より深度のある調査をすべきとの指摘が外部機関からなされたことを受け、TBK社は、当該事項についての事実関係の再検証が必要と判断し、検証委員会を設置することとした。

### 第2 検証委員会の体制

検証委員会(以下「**当委員会**」という。)は、TBK社と利害関係を有しない以下の外部専門家3名により構成されており、委員長及び各委員は以下のとおりである。

委員長	三宅 英貴 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士)
委員	井出 浩二 (井出浩二公認会計士事務所 公認会計士)

委員	小林 純也（小林純也公認会計士事務所 公認会計士）
----	---------------------------

また、当委員会は、以下の外部専門家を補助者として選任し、当委員会の策定した検証計画・方針のもと、各種の検証手続の実施に活用した。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

大西 良平（弁護士）

高橋 将希（弁護士）

公認会計士チーム（所属先は各種）

影平 真也（公認会計士）

河江 健史（公認会計士）

### 第3 検証の目的

当委員会は、以下を目的として検証を実施した。

- ① 前回調査の対象となった取引のうち売上計上に関する事実関係（資金循環の有無やその内容、TBK社の役員の間与又は認識を含む。）の検証
- ② 上記①によるTBK社の連結財務諸表等への影響額の確認
- ③ 上記①の結果発見された事項の発生原因の分析と再発防止策の策定（GoTo給付金申請後のTBK社の開示姿勢を含む。）

### 第4 検証の方針・方法

#### 1 前回調査結果の概要

前回調査では、GoTo給付金の対象となる旅行商品として、TBK社が2020年11月にA社に販売し、同月下旬から同年12月末までに催行された受注型企画旅行商品（以下「本件旅行商品」という。）について、TBK社がGoTo事務局に対して行った旅行代金割引給付金の受給申請及びA社に対して行った地域共通クーポンの配布に関して実際の宿泊数が申請に係る宿泊数よりも著しく少ないことが判明した旨のGoTo事務局の指摘を踏まえ、主として、本件旅行商品及びその催行実態の不適切性やTBK社の不適切な行為の有無に焦点が当てられた。

なお、本件旅行商品は、B社の提案により企画された宿泊付研修であり、TBK社がE社から仕入れた宿泊及び宿泊付帯商品（研修）をA社が自己負担で購入し、参加者による宿泊及び研修受講は無償であった。また、E社は、ホテルから宿泊を、C社から研修をそれぞれ仕入れて本件旅行商品としてTBK社に販売していた。

そして、前回調査結果では、本件旅行商品は、その催行実態において、実際に宿泊しなかった旅行者（不泊者）が多数存在したこと及び宿泊付帯商品料金（研修料金）が宿泊付帯商品（研修）の内容又は原価に比して著しく高額であった可能性が高いことの2点において、GoTo給付金の対象とすることが不適切と評価される可能性がある

るとされた。もっとも、前回調査委員会が調査した限り、本件旅行商品の催行実態が不適切なものとなったのは、実質的に同一又は一体とみられる B 社、A 社（旅行商品購入者）及び C 社（研修提供者）が本件旅行商品に係る GoTo 給付金によって利得を得ようとしたことによるものである可能性が高く、TBK 社においては、そのような利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、自ら本件旅行商品の不適切な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められないと結論付けられた。

なお、前回調査委員会は、本件旅行商品の特殊性の 1 つとして、本件旅行商品の購入者たる A 社と宿泊付帯商品提供者（研修提供者）たる C 社とは、法人格こそ異なるものの、経済的又は実質的には同一又は一体であった可能性が高いと考えられるとの見解を示し、そうであれば、現実の金銭の流れとしても、TBK 社から E 社を通じて C 社に対してなされた週次での宿泊付帯商品料金（研修料金）の支払いが、A 社から TBK 社に対してなされた週次での旅行代金の支払いよりも先行していたので、A 社に経済的負担は生じなかったことになると指摘している。

## 2 本件過年度訂正の内容及び理由

TBK 社は、前回調査結果を踏まえ、2021 年 3 月期第 3 四半期に計上されていた本件旅行商品に対する売上 736 百万円<sup>1</sup>及び仕入先に対する売上原価 665 百万円をそれぞれ全額取り消すとともに、貸倒引当金 299 百万円の計上等を内容とする本件過年度訂正を行った。

本件過年度訂正の理由については、TBK 社は、2022 年 3 月 17 日付「過年度決算訂正および 2022 年 3 月期第 3 四半期決算発表に関するお知らせ」において、以下のとおり公表している。

当社は、2022 年 3 月に、調査委員会から調査報告書を受領し、当社においては、利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、自ら旅行商品の「不適切」な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められておりません。しかしながら、本件旅行商品は、当該取引に関与した実質的に同一又は一体とみられる 3 社が GoTo トラベル事業給付金によって利得を得ようとした可能性が高い「不適切」なものであることが判明いたしました。

## 3 当委員会の検証方針

上記第 1 章・第 4・1 記載のとおり、前回調査委員会は、A 社と C 社とは、経済的又は実質的には同一又は一体であった可能性が高く、そうであれば、E 社を通じて C 社に対してなされた週次での宿泊付帯商品料金（研修料金）の支払いを原資として、A 社は経済的負担をせずに TBK 社に対する旅行代金の支払いを行っていたといえる

<sup>1</sup> 税抜の金額である。なお、本検証報告書では、特に断りのない限り、税抜の金額を用いる。

こと、すなわち、TBK 社を起点とする資金の移動を示唆している。その場合、TBK 社が自社を起点として還流させた自己資金を A 社に対する売掛金として回収していれば本件旅行商品の販売取引の売上計上の妥当性が問題となる。しかし、前回調査委員会の調査の目的には、調査で判明した事実関係を踏まえた TBK 社の連結財務諸表等への影響の確認は含まれておらず、TBK 社が 2021 年 3 月期第 3 四半期に計上した本件旅行商品の売上 736 百万円への影響についての検証は行われていなかった。

また、前回調査結果を踏まえた本件過年度訂正では、TBK 社は本件旅行商品の売上 736 百万円を全額取り消す訂正を行っているものの、訂正の理由を示した適時開示等においても、前回調査委員会が示唆した TBK 社を起点とする資金の移動について、本件旅行商品の販売取引の売上計上への影響をどのように判断したのか明らかにはされていなかった。

こうした状況を踏まえ、当委員会は、基本的には前回調査結果で確認された事実関係を前提としながら、本件旅行商品の売上計上に係る事実関係、特に、いわゆる「資金循環」と評価することができる程度の資金移動の有無やその内容を確認するとともに、本件過年度訂正の前に TBK 社が計上していた本件旅行商品の販売取引による売上計上等の会計処理への影響を検証し、さらに、当時の TBK 社の役員の間与又は認識の事実確認を行う検証方針を採用した。

また、TBK 社の役員については、代表取締役会長兼社長である高山泰仁氏（以下「高山社長」という。）に加え、当時、グローバル・アライアンス部門担当の取締役（執行役員国際事業本部長）であった f 氏（2022 年 3 月 16 日に辞任しており、以下「f 元取締役」という。）、取締役（CFO）であった g 氏（2022 年 6 月 29 日に退任しており、以下「g 元取締役」という。）に特に焦点を当てながらも、社外取締役や監査役を含む当時の全役員の間与又は認識を解明する方針で検証を行った。

#### 4 当委員会の検証方法

当委員会は、上記第 1 章・第 4・3 記載の検証方針に基づき、前回調査委員会が作成した 2022 年 3 月 2 日付調査報告書及びその前提となった調査資料を入手して精査した。

また、本件旅行商品の売上や仕入に関する資金の流れや TBK 社の役員の間与をうかがわせる客観的証拠を検出する観点から、①高山社長の私用スマートフォンで使用されていた LINE のデータ、②高山社長、f 元取締役、g 元取締役及び h 氏（本件旅行商品の販売取引当時、コーポレート本部に置かれた経理セクションの統括マネージャーを務めていたが既に退職している。）の業務用メールアカウントのメールアドレス<sup>2</sup>、③高山社長、f 元取締役及び g 元取締役の 3 者間並びに f 元取締役及び g 元取

---

<sup>2</sup> メールデータの検証は外部専門業者の支援を得てデジタル・フォレンジックを実施した。

締役の2者間のテレグラム<sup>3</sup>のデータ、④TBK社内でのコミュニケーションに利用されている Teams のチャットデータを必要な範囲で検証した。

こうした客観的証拠を収集するとともに、TBK社の役職員（元役職員を含む。）及び EY 新日本に対するヒアリングを実施した。当委員会が実施したヒアリングの対象者は別紙「ヒアリング対象者一覧」記載のとおりである。

当委員会は、こうした方法により検証を実施し、2023年2月10日付で本検証報告書をTBK社に提出した。

## 第5 当委員会の運営方針

上記第1章・第4・2記載のとおり、TBK社は、前回調査結果を踏まえて行った本件過年度訂正の理由のなかで、利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、自ら旅行商品の「不適切」な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められていないとの見解を示していた。しかし、当委員会が検証対象とする本件旅行商品の売上計上の事実関係では、TBK社の経営トップである高山社長が資金循環を認識又は関与している可能性が想定されることから、当委員会は、TBK社から独立性を確保した運営を行うこととした。

具体的には、当委員会は、検証資料の情報共有の範囲を当委員会と補助者に限定するとともに、TBK社との間で合意した以下の各事項に従って運営した。

- ① 当委員会は、TBK社の有利不利にかかわらず、客観的視点で検証を行うことを目的とすること
- ② 当委員会の検証の方針・手続を立案・決定する権限は当委員会に専属すること
- ③ 当委員会の成果物である検証報告書の起案権は当委員会に専属すること
- ④ 当委員会は、必要な範囲で、TBK社の費用負担により、弁護士及び公認会計士等の補助者を選任し、当委員会の業務を補佐させることができること
- ⑤ 上記④により選任された補助者に対する指揮命令権は、当委員会に専属すること
- ⑥ TBK社は、当委員会の検証に全面的に協力する義務を負い、その役職員に対し、当委員会の検証に全面的に最優先で協力するよう指示すること
- ⑦ TBK社は、当委員会が必要とする可能性のある全ての資料（電子データを含む。）について、当委員会の検証が終了するまで破棄・隠匿等しないよう社内に徹底すること
- ⑧ 当委員会の委員長は、TBK社による妨害行為等により当委員会の検証が制限された場合には、当委員会の検証報告書に制限事項としてその旨記載することができることに加え、当該妨害行為等により当委員会の検証が遂行できないと

---

<sup>3</sup> 秘匿性が高く、セキュリティ機能が充実しているという特徴を有するメッセージングアプリである。

合理的に判断した場合には、委員長を辞任することができること

- ⑨ TBK 社の役職員が当委員会の委員の業務遂行に誠実に対応しない場合等、当該委員の TBK 社に対する信頼関係が著しく損なわれた場合には、当該委員は何ら催告をすることなく契約を解除して辞任することができること

## 第 6 留意事項

当委員会は、本件旅行商品及びその催行等の事実関係については基本的に前回調査結果を前提としており、改めて事実認定を行っていない。

また、当委員会は、2023 年 1 月 11 日に設置されたが、TBK 社は 2023 年 2 月 14 日に 2023 年 3 月期第 3 四半期報告書の提出を予定しており、当委員会の検証は、TBK 社のスケジュールに沿った四半期報告書の提出を実現するための時間的制約のもとで実施された。

さらに、当委員会の検証は、法令上の権限に基づく直接強制又は間接強制の強制力を伴うものではなく、関係者の任意の協力のもとに実施されたものである。検証の目的には資金循環の有無や内容が含まれているが、当委員会は、TBK 社の取引先の金融機関から当該取引先における資金移動の情報を入手する権限はないことに加え、当該取引先からの任意の情報提供も期待できないことから、TBK 社の社内の証拠を検討して合理的な推認を行った。当委員会の検証には、こうした限界があることから、仮に関係当局が法令上の権限に基づいて調査・検査を行った場合には当委員会の認定とは異なる事実関係が明らかになる可能性があることに留意されたい。

## 第2章 本件旅行商品の販売取引の売上計上に係る事実関係

### 第1 TBK社の会社概要

TBK社の会社概要は以下のとおりである。

社名	株式会社 旅工房 (TABIKOB0 Co. Ltd.)
本社	東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 8階
設立	1994年4月18日
資本金	1,061百万円 (2022年3月31日現在)
事業内容	旅行代理店として、主に国内の個人・法人顧客向けに旅行の手配サービスを提供
代表者	代表取締役会長兼社長 高山 泰仁
従業員数(連結)	188名 (2022年3月31日現在)
上場市場	東京証券取引所グロース市場
事業年度	毎年4月1日から翌年3月末日まで
監査法人	やまと監査法人 (2022年3月期まではEY新日本有限責任監査法人)

### 第2 TBK社の事業内容・沿革等

TBK社は、旅行会社へ航空券、ホテル、パッケージツアー等の旅行商品の卸売りをを行うことを目的として1994年4月に設立されたが、その後、一般消費者向けの旅行商品販売に業態を変更した。現状、連結子会社4社とともに企業グループを構成し、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っている。

2017年4月に当時の東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、2022年4月に同取引所の市場区分の再編に伴ってグロース市場に移行した。

### 第3 本件旅行商品の販売前のTBK社の決算の状況

本件旅行商品の販売取引の売上は2021年3月期第3四半期に計上されているが、以下では、その直前までのTBK社の決算の状況等について概観する。

TBK社は、2020年2月10日、2020年3月期第3四半期の決算発表を行い、「売上高は前年同期比26.3%増」、「売上総利益は前年同期比31.1%増」、「営業利益は前年同期比84.0%増」と好調な業績結果を公表した。

その後、営業部門の従業員による不正の疑いを把握して外部調査チームを設置したことにより2020年3月期決算発表を延期し、その調査結果を踏まえて架空売上の計上、架空仕入の計上等を訂正する2018年3月期の有価証券報告書、2019年3月期の第1四半期報告書、第2四半期報告書、第3四半期報告書及び有価証券報告書並びに2020年3月期の第1四半期報告書、第2四半期報告書及び第3四半期報告書の

各訂正報告書を2020年7月31日に提出した。また、2020年3月期有価証券報告書を2020年9月2日に提出した。

2020年7月31日に行った2020年3月期の決算発表では、第3四半期までの好業績により、通期売上33,355百万円（前年比14%増）と売上総利益4,209百万円（前年比9.5%増）は過去最高を達成する一方、新型コロナウイルス感染症による第4四半期の粗利率低下により営業利益138百万円（前年比58.4%減）の減益を公表した。特に第4四半期は、新型コロナウイルス感染症による申込キャンセルの手数料負担の発生に起因して売上総利益率が悪化し、営業損失293百万円を計上した。また、旅行取扱高の月次推移でも2020年2月までは単月前年対比で成長を続けたが、2020年3月以降は新型コロナウイルス感染症の影響が本格化したことにより、急速に縮小した。こうした状況を踏まえ、TBK社は、2021年3月期の業績予想を未定とした。

一方、2020年7月31日の2020年3月期決算発表では、TBK社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた市場での事業継続に向けた体制構築の施策の1つとしてガバナンスの強化を掲げ、旅行業界での経営経験豊富な2名の取締役を迎えて経営体制を強化するとした。1名はi氏（取締役候補）であり、もう1名はj氏（社外取締役候補）である。2020年3月期の定時株主総会は、上記外部調査チームの調査に伴う決算確定の遅延により延期されていたが、2020年9月2日に開催された定時株主総会において、新任取締役としてi氏（2021年4月21日に辞任しており、以下「i元取締役」という。）、新任社外取締役としてj氏（2021年12月14日に辞任している。）がそれぞれ選任された。

その後、TBK社は、2020年9月14日に2021年3月期第1四半期の決算発表を行ったが、第1四半期においては、各国の渡航制限等により主力の海外旅行の売上がほぼ消失した状況となり、売上150百万円（前年同期比98.1%減）、売上総利益55百万円（前年同期比95.1%減）、営業損失655百万円を計上した。また、2020年3月末に1,542百万円だった純資産は当該第1四半期末には1,086百万円に減少した。

また、2021年3月期第2四半期も苦しい業績が継続し、2020年11月12日の決算発表では、同四半期累計期間において、売上312百万円（前年同期比98.3%減）、売上総利益84百万円（前年同期比96.6%減）、営業損失1,198百万円を計上し、純資産は952百万円まで減少した。

#### 第4 本件旅行商品の予約販売前後の事実経過

前回調査結果によると、本件旅行商品の予約販売前後の状況として、大要、以下の事実経過が認定されている。

A社と実質的に同一又は一体であったと思われるB社と、TBK社との間では、遅くとも2020年10月27日には、本件旅行商品に関連する取引スキームについて合意に至った（旅行商品の内容の確定）。

同年 11 月 1 日頃には、本件旅行商品の 1 人 1 泊当たりの旅行代金 (40,000 円) について合意に至っていたことが窺える (旅行代金の確定)。

f 元取締役が、観光庁から GoTo 事務局に対する 2020 年 10 月 29 日付事務連絡を受けて、同日中には、B 社の b 氏に対し、GoTo 給付金の対象期間となる同年 11 月 5 日までを募集期間として旅行者 (宿泊付研修参加者) を募集するよう連絡している。そして、同月 1 日又は 2 日には、TBK 社は、B 社から、旅行者の募集をするのが A 社であることを示す資料を受領した (旅行商品購入者の確定)。

同月 5 日には、B 社の b 氏から、f 元取締役に対し、旅行者 (宿泊付研修参加者) 合計 560 名のリストが送付されている (旅行者及び客室数の確定)。

そして、本件旅行商品に係る 2020 年 11 月 2 日付「受注型企画旅行契約書」(以下「本件旅行契約」という。)の押印日は 2020 年 12 月になってからであるものの、前回調査結果では、以上の経緯から、A 社と TBK 社との間では、実質的にみて、2020 年 11 月 5 日には、口頭での本件旅行商品に係る契約が成立していたとみるべきであり、旅行商品購入者による旅行者の募集も、同日までに完了していたと認定されている。なお、前回調査結果によると、本件旅行契約の TBK 社の代表取締役の決裁は 2020 年 12 月 28 日に行われたと認定されている。

また、前回調査結果では、本件旅行契約の成立及び旅行者の募集完了後の状況として、大要、以下の事実経過も認定されている。

2020 年 11 月 9 日、f 元取締役は、E 社の c 氏に対し、本件旅行商品のためのホテル客室の手配を依頼し、その際、地域共通クーポンをホテルで利用する (ホテルの売上になる) ようにするので、宿泊料金を 3,000 円以内 (E 社の手数料を含む。) に抑えて欲しい旨を伝えた。

2020 年 11 月 27 日、f 元取締役は、E 社と宿泊付帯商品提供者 (研修提供者) の間の契約が未締結であることに気づき、B 社の b 氏に問い合わせたところ、宿泊付帯商品提供者 (研修提供者) は C 社であり、b 氏が C 社の窓口も兼ねるとの説明であった。f 元取締役は、D 社の e 氏から、E 社-D 社案件<sup>4</sup>で締結されている E 社と C 社との間の研修委託契約書を提供してもらい、これを基に、本件旅行商品のための E 社と C 社との間の研修委託契約書案を作成したうえ、E 社の c 氏に当該契

<sup>4</sup> 当時、B 社が E 社及び D 社との間で協議を重ねていた本件旅行商品と類似のスキームのことをいう。

約書案を送付し、これに対し、E社d氏は、f元取締役に対し、E社-D社案件における研修委託契約書と同一であるため問題ない旨を回答したうえ、C社の窓口であるb氏との間で当該契約書の締結手続を進めた。

研修と宿泊施設を組み合わせた旅行商品をTBK社がA社に販売する取引について合意された本件旅行契約では、ホテルの客室を2020年11月20日から2021年1月31日までの買取期間中、買取客室数合計560室延べ37,600泊分を、宿泊者1人1泊40,000円（消費税込。朝食料、昼食料、サービス料は含まない。）合計1,504百万円（税込）でA社が買い取る内容となっていた（なお、買取期間と買取客室数は、大阪エリア、京都エリアなど7つのエリア毎にそれぞれ設定されていた。）。

また、本件旅行契約では、研修付客室買取代金の支払方法として、2020年11月20日から同年12月6日までの宿泊期間の初回の請求書がTBK社から2020年12月1日（火）に発行・送付され、その後は週次で毎週火曜日に請求書が発行・送付されると規定されていた。そして、A社の支払いについては、TBK社から請求書の発行・送付日の3日後の金曜日までに支払うものと規定されていた。

なお、その後、本件旅行契約は、2021年1月1日から同月31日までの間の客室買取について一部解約となり、研修付客室買取代金の総額は、当初締結時の合計1,504百万円（税込）から合計809百万円（税込）となった。

## 第5 本件旅行商品の売上計上に係る事実関係

以下では、当委員会が認定した本件旅行商品の売上計上に係る事実関係を記載する。

### 1 高山社長が債務超過を懸念している状況

上記第2章・第3記載のとおり、TBK社は、2020年7月31日に行った2020年3月期の決算発表では、第4四半期に新型コロナウイルス感染症による申込キャンセルの手数料負担の発生に起因して売上総利益率が悪化し、同四半期に営業損失293百万円を計上した旨の開示を行った。

その後の2020年8月17日、高山社長は、f元取締役（グローバル・アライアンス部門担当）、k取締役（法人営業部門担当）（以下「k取締役」という。）、1元取締役（レジャー部門担当）（既に退任しており、以下「1元取締役」という。）に対し、以下の内容のLINEメッセージを送付した。

各銀行とのやり取りをかなり進めておりますが、当面は大丈夫です。ただ問題は3月です。債務超過になった場合は最悪のケースは貸し剥がしです。基本契約は全て民間金融機関の返済条件は3月末です。それまでに現在の売上高推移の右肩上がりがないと貸し剥がしされる可能性が高いです。しっかり売上上げる、経

費は使わない。などを最大限自分の力を注ぎ込んで下さい。今までにないパワーと底力を期待しております。手数を打って攻めて下さい。

この LINE メッセージからは、当時、高山社長が 2021 年 3 月期末に債務超過に陥った場合の金融機関の貸し剥がしを懸念し、売上高の増加と経費削減による業績の好転を期待して f 元取締役ら営業担当の取締役に最善を尽くすよう指示していた状況が認められる。

## 2 B 社との研修プランのスキーム図の経営陣における共有

上記第 2 章・第 4 記載のとおり、前回調査結果では、A 社と実質的に同一又は一体であったと思われる B 社と、TBK 社との間では、遅くとも 2020 年 10 月 27 日には、本件旅行商品に関連する取引スキームについて合意に至り、同年 11 月 1 日頃には、本件旅行商品の 1 人 1 泊当たりの旅行代金（40,000 円）について合意に至っていたことが認定されている。

当委員会の検証では、B 社から提供されたスキーム図が TBK 社の経営陣において共有された状況が確認された。すなわち、f 元取締役は、2020 年 11 月 1 日午前 11 時 1 分頃に、高山社長、g 元取締役及び i 元取締役に対し、「B 社様との研修プランについて」と題する以下の社内メールを送信した。

皆様  
お疲れ様です。i さん g さんとも問題点クリアしておりますが、改めてスキームと当社の条件についてご報告します。  
1 泊あたり 4 万円の商品として、当社は 10%の利益となります。  
GOTO 事務局より英会話などの研修・7 泊以下の利用が 11 月 6 日より適用外となりますので、B 社様・D 社<sup>5</sup>様と 11 月 5 日までに売り切る、ということで GO しております。  
B 社様としては、5000 名を目標にしておりますが、明日 B 社様と状況確認の打ち合わせをします。  
※どれくらい売上や利益が見込めそうかも含め明日報告します。  
※立替は基本発生しないよう進めております。

そして、同社内メールには、以下のスキーム図（以下「当初スキーム図」という。）も添付されていた。

<sup>5</sup> ただし、原文では誤記と思われる記載になっている。



当初スキーム図によると、「旅行会社」に相当する TBK 社は、「研修企画会社」からの 26,000 円の支払いと GoTo 給付金 14,000 円により合計 40,000 円の売上を計上する一方、仕入れとして「ホテル (D 社)」に 36,000 円を支払って収支として 4,000 円の利益を得ることが記載されている。また、「ホテル (D 社)」が「教材 (B 社)」に教材費用として支払った 33,000 円のうち、26,400 円が紹介料として「研修企画会社」に支払われ、そのうち 26,000 円が TBK 社の「研修企画会社」に対する売上として回収される構図が示されている。

f 元取締役の社内メールには、「立替は基本発生しないよう進めております。」と記載されていることに加え、当初スキーム図の①②といった番号の記載はそれぞれの売上と仕入に相当する資金の流れを特定するために付された可能性があり、支払いの順序を示したものであるかどうかは不明確である。したがって、当初スキーム図が TBK 社を起点とする資金循環を示したものとまでは言い難いものの、上記社内メールを送受信した高山社長、f 元取締役、g 元取締役及び i 元取締役は、少なくとも「宿泊者」からの支払いがない状況で当初スキーム図記載の「旅行会社」、「ホテル(D 社)」、「教材 (B 社)」及び「研修企画会社」の各社間で資金を回すとともに、GoTo 給付金 14,000 円と地域クーポン券 6,000 円の合計 20,000 円を各社に配分（旅行会社 4,000 円、ホテル 9,000 円、教材会社 6,600 円及び研修企画会社 400 円）することで各社とも利益を得る収支となるスキームであることは認識したものと認められる。

高山社長は、上記社内メールを受信した 2020 年 11 月 1 日午前 11 時 1 分頃から 2 時間も経過しない午後 0 時 26 分頃に、f 元取締役に対し、「早く売りきってください。時間がありません。」と返信して案件を早期に進める指示をした。当委員会のヒアリングにおいて、高山社長は、「11 月 1 日は 9:03 スタートでゴルフをやっており、ランチから午後のラウンドにスタートする際にメールを見て、立替払いが発生しない

こと、5000名を目標にしていること、11月6日よりGoTo給付金が適用外になるため4日間しかないことだけを確認して返信したことからそのときにスキーム図は見えていないと思う。」と供述している。

その一方、高山社長は、「翌11月2日の常勤役員会に出席した際に、この図を紹介したか見せてもらったと思う。」と供述しており、いずれにしろ、この前後に当初スキーム図を確認する機会があったと考えられ、当初スキーム図で「旅行会社」に当たるTBK社が利益を得るスキームを認識していたと認められる。

### 3 高山社長に対するB社との研修プランの状況報告

上記第2章・第4記載のとおり、前回調査結果では、2020年11月5日には、口頭での本件旅行契約が実質的に成立していたとみるべきであり、旅行商品購入者による旅行者の募集も、同日までに完了していたことが認定されている。

その後の2020年11月8日、f元取締役は、高山社長からの進捗報告の催促を受け、B社との研修プランの現状、今後の流れ及び現状の試算を報告するLINEメッセージを高山社長に送信した。

当該LINEメッセージでは、大要、以下の内容が記載されていた。

- 研修プランの現状報告として、GoTo事務局からの通達もあって2020年11月5日までの募集・受付で合計550名が最大の予約数になること
- 今後の流れとして、受け入れホテルが未決定でE社と交渉して決定する予定であること
- B社とは「売上の10%」（1泊あたり40,000円に対してTBK社の取り分は4,000円）で合意できている一方、ホテル仕入値が地域共通クーポンを利用しないホテルが存在することなどにより値上がる可能性が高く、それも想定してTBK社の取り分を売上の「5%」内で収められるように考えていること

また、当該LINEメッセージでは、当時の現状の試算として、以下の内容が記載されていた。

#### <現状の試算>

- ・人数：250名～550名
- ・宿泊日数：1名あたり30泊～最大80泊  
(80泊の場合でも1ヶ月ごとに記録作成し、給付申請を行う予定であります。)
- ・当社売上：3億円から17億円
- ・売上総利益：1500万～1.7億円
- ・利用する給付枠：1.05億～5.9億

現状の見込みとしては、売上10億、売上総利益1億、給付枠3.5億として、gさんからの範囲内で収まる試算であります。いずれにしても来週にはすべて確定で

きる予定です。

さらに、高山社長は、2020年11月19日にも、f元取締役に対し、「fさん 教育研修プログラムはどうなってますか？」というLINEメッセージを送信しており、f元取締役は、同日、以下の内容の返信を行って高山社長に進捗と試算を報告している。

<研修プログラムについて>

各ホテルとの打ち合わせ及び予約、B社との契約、順調に推移しております。社内のコーポレート部門<sup>6</sup>とも連携も開始しております。

現状のMAX値の数字報告します。

最後にここから宿泊者が期日に現れるか、で数字は変わってきますが、利益率10%で合意できましたので、売上10億・利益1億については達成はできます。

上記の一連のLINEメッセージのやり取りからすると、高山社長が本件旅行商品の販売による業績への影響に多大な関心を持っており、f元取締役からの報告により、案件の進捗や売上及び売上総利益の試算を把握していたことが認められる。

#### 4 コーポレート部門内での情報共有の状況

##### (1) 当時のコーポレート部門の体制

上記第2章・第5・3記載のとおり、f元取締役は、コーポレート部門との連携を開始した旨を2020年11月19日に高山社長に報告しているが、実際、同月18日以降、コーポレート部門との調整が行われた事実経過が認められる。

本件旅行商品の販売取引が行われた2021年3月期第3四半期当時、TBK社のコーポレート部門は、g元取締役の管掌のもとでコーポレート本部が置かれ、2018年4月以降、m氏（2022年6月に取締役就任しており、以下「m本部長」という。）が執行役員コーポレート本部長を務めていた。

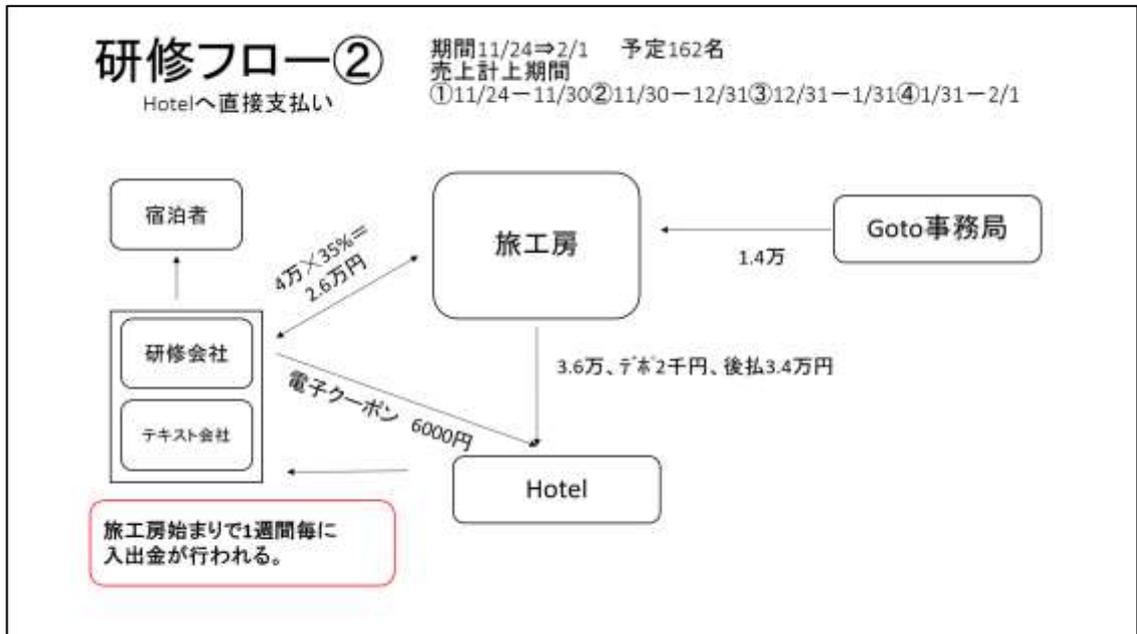
当時、コーポレート本部は、①財務、②営業経理、③経理、④コーポレート企画、⑤人事、⑥法務・コンプライアンス、⑦総務・IR、⑧営業サポートの各セクションに分かれ、セクションリーダー又は複数のセクションリーダーを兼務する統括マネージャーが各セクションを率いていた。m本部長は、執行役員コーポレート本部長と①②の統括マネージャーを兼務し、③の経理セクションはh氏が統括マネージャーとして監査法人対応などを担当していた。

##### (2) 支払いのフローとスケジュールの検討状況

f元取締役、g元取締役、m本部長及びh氏が参加するTeamsのグループチャット

<sup>6</sup> 「コーポレート部門」の誤記と思われる。



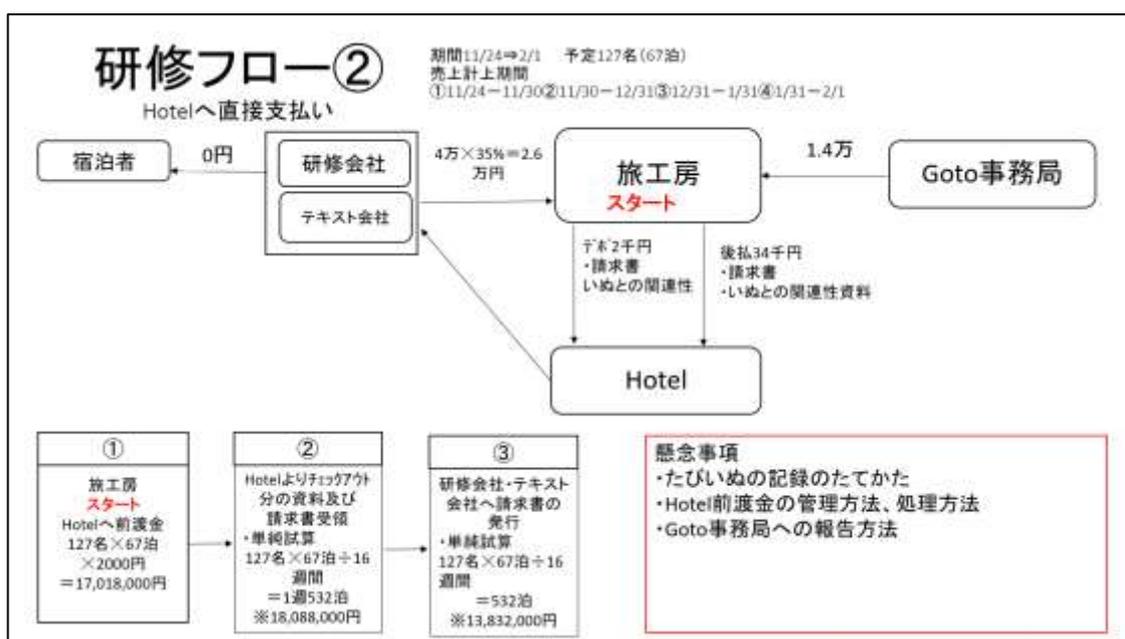
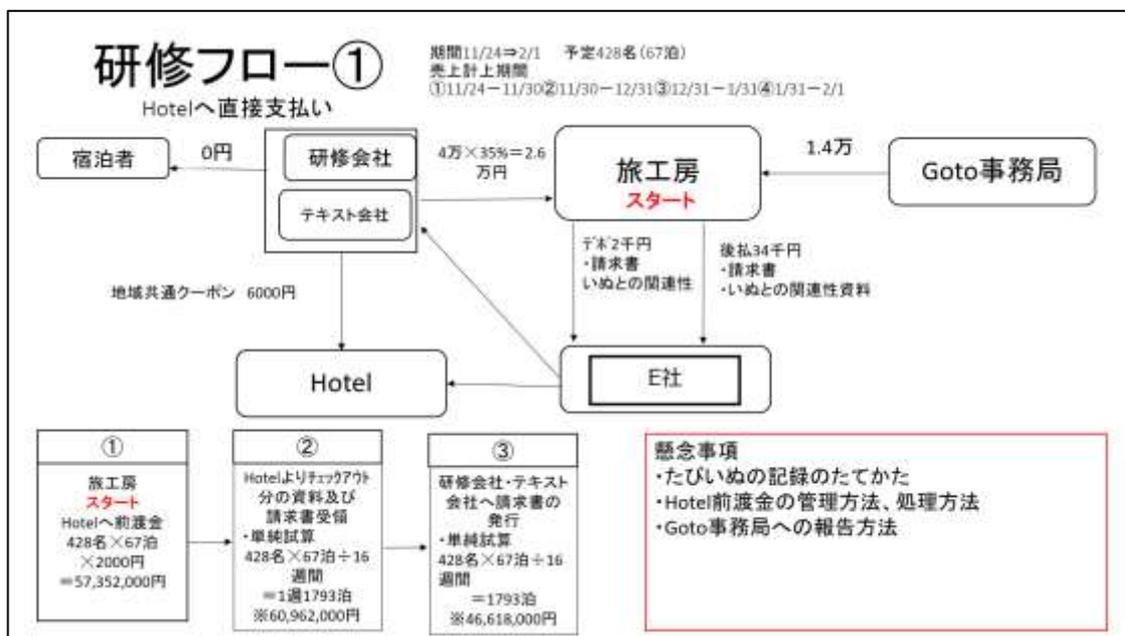


このパワーポイント資料では、2つの商流のフロー、すなわち、TBK社がE社を介して研修と宿泊を仕入れる商流のフロー、さらにTBK社がE社を介さずにホテルから直接これらを仕入れる商流のフローがそれぞれ記載されている。そして、いずれのフローにおいても、「旅工房始まりで1週間毎に入出金が行われる。」とも記載され、TBK社がE社あるいはホテルに支払った36,000円が、一体として記載されている「研修会社」と「テキスト会社」を経由してTBK社に26,000円で還流する入出金が週次で行われ、GoTo事務局から14,000円が支払われることでTBK社が40,000円の収益を得る構図が示されている。

また、f元取締役は、翌11月19日、g元取締役、m本部長及びh氏に対し、「費用の流れ及び立替確認 TBK→仕入先、A社→TBK（週1.2億）、プラス550名×1.4万のGOTO支援の立替」と記載したTeamsグループチャットのメッセージを送信し、翌20日には、研修会社として関与するA社の情報を送信している。ここでも、TBK社が仕入先に支払った費用がA社からTBK社に還流する週1.2億円の資金の流れとともに、GoTo給付金によって後払いされる資金についてTBK社が立て替えて仕入先に支払うことが明示されている。

そして、本件旅行商品の一部の催行は2020年11月20日に開始されたが、同月24日になり、h氏は、Teamsグループチャットにより、f元取締役とその部下のn氏宛で「研修フロー(5)」と題する以下のパワーポイント資料(3頁)を送信し、当該資料はTeamsグループチャットのメンバーであるg元取締役とm本部長に

も共有された。



### 暫定キャッシュ・フロー

期間	期間	E社	支払		入金		TBK負担
			借入金引	支払合計	お客様入金	GoTo入金	
	前渡金	57,332,000	17,033,000	74,365,000			74,365,000
11月	11/14-11/30	101,804,000	30,126,000	131,930,000	181,018,000		169,410,000
11月	12/1-12/7	71,780,000	21,590,000	93,370,000	72,136,000		121,856,000
11月	11/8-12/13	101,804,000	30,126,000	131,930,000	181,018,000		158,710,000
11月	12/13-12/19	101,804,000	30,126,000	131,930,000	181,018,000		169,818,000
11月	12/19-12/26	101,804,000	30,126,000	131,930,000	181,018,000		173,896,000
11月	12/27-12/31	71,780,000	21,590,000	93,370,000	72,136,000		244,066,000
12月	1/9-1/7	87,311,000	25,800,000	113,111,000	88,588,000		288,710,000
12月	1/28-2/18	101,804,000	30,126,000	131,930,000	181,018,000	54,896,000	248,410,000
12月	1/17-2/23	101,804,000	30,126,000	131,930,000	181,018,000		271,306,000
12月	1/28-2/21	118,416,000	34,544,000	152,960,000	135,448,000		213,210,000
12月	2/1	14,833,000	4,210,000	19,043,000	14,833,000		217,868,000
12月						240,878,000	78,296,000
12月						217,560,000	
12月						3,778,000	
		1,012,136,000	308,124,000	1,320,260,000	985,618,000	500,296,000	

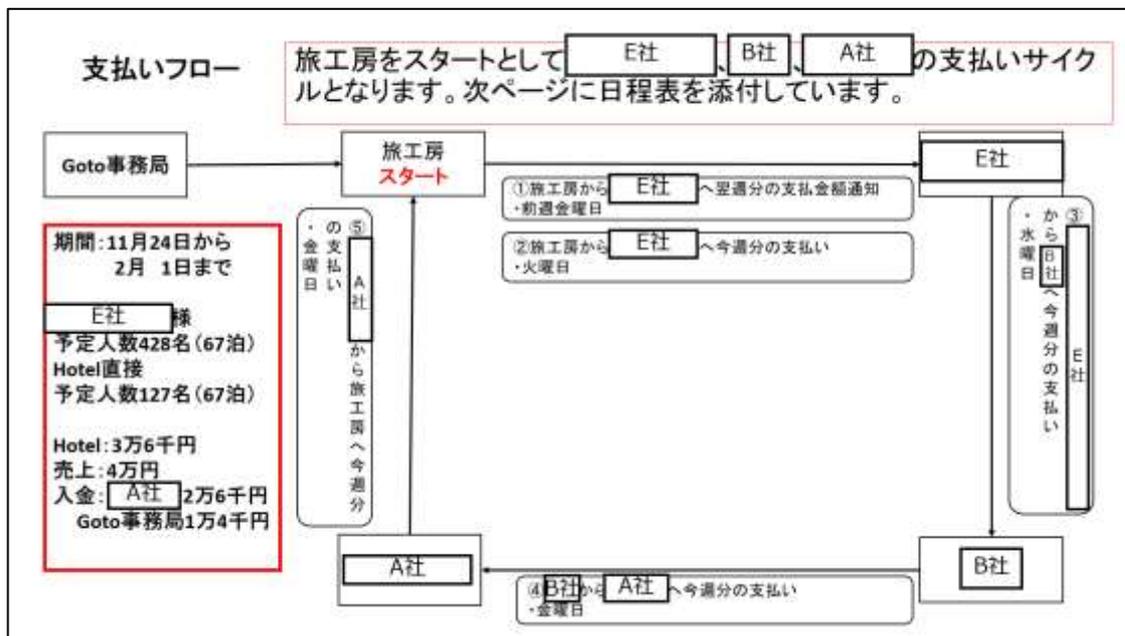
このパワーポイント資料でも、2つの商流、すなわち、TBK社がE社を介して研修と宿泊を仕入れる商流のフロー、さらにTBK社がE社を介さずにホテルから直接これらを仕入れる商流のフローがそれぞれ記載され、いずれのフローでもTBK社が2,000円/人泊の前渡金をE社又はホテルに支払った上、以下の請求を順次行う流れが示されている。

- ① E社又はホテルからの残額の請求
- ② 一体とされる「研修会社」「テキスト会社」に対するTBK社の請求

そして、2020年11月18日にh氏が作成した上記「研修フロー」と題するパワーポイント資料と同様に、「研修会社」と「テキスト会社」がまとめて記載されており、TBK社が、研修付宿泊の購入先である研修会社のA社と教材会社を一体として捉えていたことが示されている。また、「暫定キャッシュ・フロー」の表では、TBK社が仕入先に支払う前渡金74百万円及び第1週目に仕入先に支払う仕入代金132百万円を起点としてTBK社の資金負担が先行して発生し、その後、週次の「お客様入金」がありながらもTBK社の資金負担が増加する形で継続し、2020年11月第2週のGoTo給付金で一時的に減額するものの、その後も317百万円まで資金負担が増加し、2021年2月から4月にかけてGoTo給付金によってTBK社の資金負担が消滅する流れが示されている。

さらに、h氏は、2020年11月24日、Teamsグループチャットにより、f元取締役とn氏宛で「取引先様用フロー図」と題する以下のパワーポイント資料(2頁)を作成し、当該資料はTeamsグループチャットのメンバーであるg元取締役とm

本部長にも共有された。



**支払いスケジュール**

宿泊開始日	宿泊終了日	E社		B社		A社		旅工房
		旅工房へ 支払金額通知	旅工房へ 支払	E社へ 支払	B社へ 支払	B社へ 支払	A社へ 支払	
2020/11/20	2020/11/30							
2020/12/1	2020/12/6	2020/11/27 金	2020/12/1 火	2020/12/2 水	2020/12/4 金	2020/12/4 金	2020/12/4 金	2020/12/4 金
2020/12/7	2020/12/13	2020/12/4 金	2020/12/8 火	2020/12/9 水	2020/12/11 金	2020/12/11 金	2020/12/11 金	2020/12/11 金
2020/12/14	2020/12/20	2020/12/11 金	2020/12/15 火	2020/12/16 水	2020/12/18 金	2020/12/18 金	2020/12/18 金	2020/12/18 金
2020/12/21	2020/12/27	2020/12/18 金	2020/12/22 火	2020/12/23 水	2020/12/25 金	2020/12/25 金	2020/12/25 金	2020/12/25 金
2020/12/28	2020/12/31	2020/12/25 金	2020/12/29 火	2020/12/30 水	2021/1/4 月	2021/1/4 月	2021/1/4 月	2021/1/4 月
2021/1/1	2021/1/10	2121/1/4 月	2121/1/5 火	2121/1/6 水	2121/1/8 金	2121/1/8 金	2121/1/8 金	2121/1/8 金
2021/1/11	2021/1/17	2121/1/8 金	2121/1/12 火	2121/1/13 水	2121/1/15 金	2121/1/15 金	2121/1/15 金	2121/1/15 金
2021/1/18	2021/1/24	2121/1/15 金	2121/1/19 火	2021/1/20 水	2121/1/22 金	2121/1/22 金	2121/1/22 金	2121/1/22 金
2021/1/25	2021/1/31	2121/1/22 金	2121/1/26 火	2121/1/27 水	2121/1/29 金	2121/1/29 金	2121/1/29 金	2121/1/29 金

このパワーポイント資料は、支払いフローとスケジュールを取引先に説明するために作成されたものであるが、支払いのフローとしては、「旅工房をスタートとして E 社、B 社、A 社<sup>7</sup>の支払いサイクルになります。」と記載されるとともに、以下の流れが記載されている。

- ① TBK 社を起点とする E 社への支払いを火曜日に行う。

<sup>7</sup> ただし、原文では誤記と思われる記載になっている。

- ② E社からB社への支払いをその翌日の水曜日に行う。
- ③ B社からA社への支払いをその翌々日の金曜日に行う。
- ④ A社からTBK社の支払いを上記③と同日の金曜日に行う。

また、支払いスケジュールとしては、TBK社の2020年12月1日(火)のE社に対する支払いからスタートして、上記フローに沿って具体的な支払日まで特定されている(ただし、2021年1月4日のみが③④の支払いが金曜日ではなく月曜日に指定されている。)

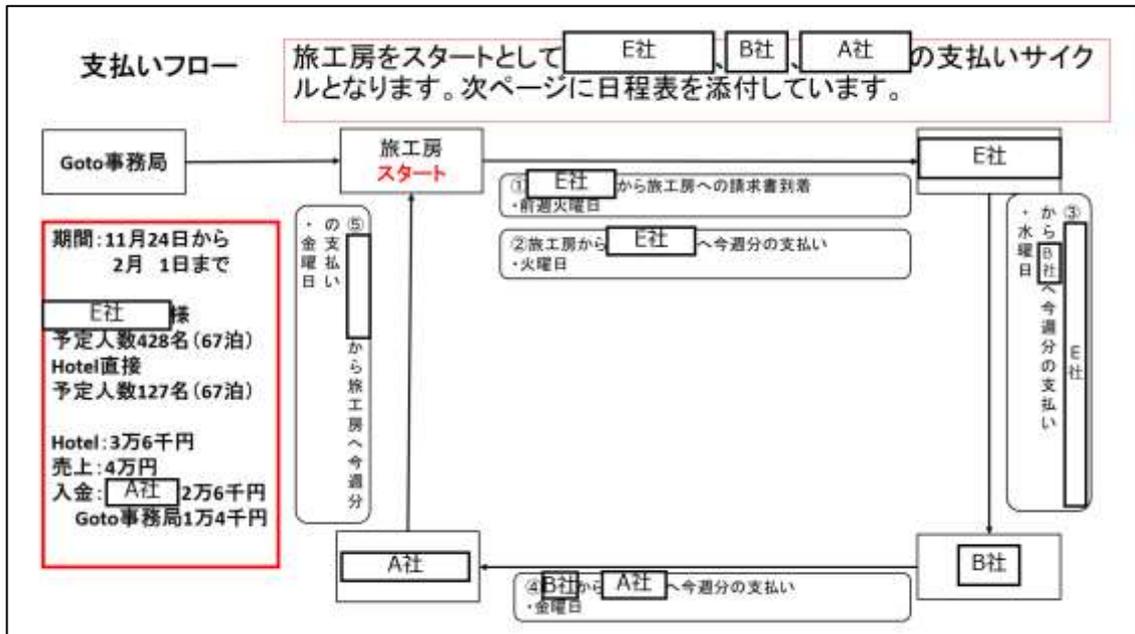
その後、本件旅行契約やE社と研修会社間の研修委託契約等を作成する過程において、研修会社としてC社が関与することがf元取締役からコーポレート本部のメンバーに情報共有された。すなわち、f元取締役は、2020年11月26日、Teamsグループチャットにより、h氏宛で、以下のメッセージを送信した。

1. 当社がE社及びF社から請求書をもらう日・お金を払う日  
2. ホテルが教材会社(B社&C社)にお金を払う日  
3. 当社が研修会社へ請求書を発行する日・もらう日  
それぞれFIXをお願いいたします。添付した契約書はそこは空白にしております。

このメッセージに対してh氏が「すみません。C社は何ですか?はじめて出てきた気がします。」と返信したことに対し、f元取締役は、同日、Teamsグループチャットにより、h氏宛で、以下のメッセージを送信した。

はい、初めて出てきました。  
B社のグループ会社ですが、B社は教材会社 Cは研修会社  
今回教材費ではなく研修委託費用としてホテルがCに支払いをします。

研修会社としてC社が関与する旨のこのような情報提供を受け、h氏は、上記「取引先様用フロー図」と題するパワーポイント資料を改訂した「取引先様用フロー図 V3」と題するパワーポイント資料を Teams グループチャットにより共有した。



**支払いスケジュール**

| E社  |       |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 種別  | 期     |
| 請求書 | 11/24 |
| 入金  | 12/1  |
| 請求書 | 12/1  |
| 入金  | 12/8  |
| 請求書 | 12/8  |
| 入金  | 12/15 |
| 請求書 | 12/15 |
| 入金  | 12/22 |
| 請求書 | 12/22 |
| 入金  | 12/29 |
| 請求書 | 12/29 |
| 入金  | 1/5   |
| 請求書 | 1/5   |
| 入金  | 1/12  |
| 請求書 | 1/12  |
| 入金  | 1/19  |
| 請求書 | 1/19  |
| 入金  | 1/26  |
| 請求書 | 1/26  |
| 入金  | 2/2   |
| 請求書 | 2/2   |

このパワーポイント資料では、支払いフローについては従前の「取引先様用フロー図」と題するパワーポイント資料の記載内容から特に変更はないものの、「支払いスケジュール」では、従前は「B社」と記載された箇所が「B社・C社」に変更されている。

そして、2020年12月1日にTBK社からE社に対する第1回目の167百万円の支払いが行われた。

### (3) TBK 社の立替払いが発生した経緯

上記第2章・第5・2記載のとおり、B社から当初スキーム図が共有された2020年11月1日の時点では、TBK社の立替金は発生しない想定であった。しかし、コーポレート本部での検討が開始された同月18日の時点では、既にTBK社が仕入先に先行して支払う資金の流れのフローとしてf元取締役がコーポレート本部に説明している。

この経緯についての社内メールなどのコミュニケーションは見当たらないものの、当委員会のヒアリング結果によると、2020年11月20日の本件旅行商品の催行開始後に、f元取締役からの説明を受け、CFOであったg元取締役が了承したことによって立替払いが発生した状況が認められる。

すなわち、f元取締役は、B社のb氏から、C社が既にシステムを構築して研修を全て用意しており、費用がかかっているため研修費を早く払ってほしい旨の依頼を受けてg元取締役に相談したところ、g元取締役は、既に研修が開始されて顧客が受講しており、クレームも発生していないことから了承した経緯が認められる<sup>8</sup>。

### (4) m本部長が資金循環を懸念してg元取締役に相談した状況

m本部長は、2020年11月、f元取締役の説明に基づいてh氏が作成した支払いフローとスケジュールの資料（上記第2章・第5・4(2)記載の「研修フロー」と題するパワーポイント資料、「研修フロー（5）」と題するパワーポイント資料、「取引先様用フロー図」と題するパワーポイント資料及び「取引先様用フロー図V3」と題するパワーポイント資料の他、h氏が作成した類似の資料も含め、総称して以下「本件支払いフロー/スケジュール資料」という。）を見て、TBK社がスタートして資金が循環しているように見えると認識し、何か変だという印象をもってg元取締役に相談した。

当委員会のヒアリングにおいて、m本部長は、g元取締役から、大要、以下のような説明を受け、全く問題のない取引と認識した旨を供述している。

スタートというのは正しくない。fが認識している内容を、よく理解していないhに伝えているだけで、hがよく理解していない中で作成された図である。実際は原価が発生していて、スタートと言っても研修会社が研修を作り、別のお金の支払いも発生している。この部分だけを切り取って作成している図だから変に見えるが、実際はそうではない。資金循環に関しての会計上の取り扱いだが、世の中でいう架空循環取引において、資金が循環しているという事実はファクターの一つでしかない。例えば、帳簿だけを合わせて、モノも実態もないのに資金だけを回すといったことがセ

<sup>8</sup> なお、TBK社の立替払いの決定について、高山社長が関与した証拠は見当たらない。

ットになっていけば確かにそれはまずい取引であると言える。ただ、結果的に資金がいろいろな会社を経由して回ったように見えるということは通常のビジネスではよくある話である。

#### (5) 本件旅行契約の作成状況

上記第2章・第4記載のとおり、前回調査結果では、本件旅行契約は2020年11月2日付で締結されているものの、TBK社の代表取締役の決裁は2020年12月28日に行われたと認定されている。

Teamsグループチャットによると、本件旅行契約の叩き台はg元取締役が2020年11月25日に作成してf元取締役に共有し、f元取締役が詳細の追記を行った後、同月28日にg元取締役から、他のセクションに加えて法務・コンプライアンスセクションを兼務する統括マネージャーであるo氏（以下「o氏」という。）にドラフトとして提供された。

o氏は、同年11月25日に開催されたコーポレート本部内の経理、財務、営業サポートの各セクションの担当が集まる「レジャー取引（研修売上フロー等の確認）」という会議において、案件の概要の説明を受けたが、法人顧客が研修を主催するためにTBK社が宿泊施設の手配を行う取引と理解していた。

しかし、g元取締役から受領した本件旅行契約のドラフトには、TBK社が宿泊者に対してIT人材育成研修を実施する旨の規定やTBK社が当該研修を第三者に委託することができる旨の規定が含まれていたことから、o氏は、そのようなTBK社が研修の実施を請け負うかのような規定の必要性を質問する社内メールをf元取締役に送信した。

これに対し、当該社内メールのCCに含まれていたg元取締役は、2020年11月30日に、「おっしゃる通りで、当社として、研修付き宿泊プランをホールセラーもしくはホテルから仕入れて売るだけですので、研修は請け負わず、第三者がやりますが、確かにわざわざそこを明確にする必要がありませんので、当該条項は削除頂ければと思います。」とo氏に返信した。そして、f元取締役も、「研修付き宿泊を当社がA社<sup>9</sup>の要請を受けて、仕入と販売をしているため、立て付け上当社が研修を実施する、ただしその研修は第三者に委託するということにしています。」とo氏にメールを送信した。

しかし、o氏は、研修付宿泊を仕入れて販売すること自体を疑問視して以下の内容のメールをf元取締役に送信した。

「研修付き宿泊」である必要ってあるのでしょうか。。。？  
単に宿泊施設の斡旋ではダメなんでしょうか。  
A社が研修を主催するのに際し、宿泊施設が必要なので旅工房がその宿泊施設

<sup>9</sup> ただし、原文では誤記と思われる記載になっている。

の手配を請け負う、という理解をしていたのですが旅工房で「研修付き宿泊」を主催するという立て付けにしない理由をおうかがいできますか？

それに対し、f元取締役は、「おっしゃるとおりですね。」と返信したことから、o氏は、本件旅行契約が宿泊施設の手配のみの契約になると認識した。

しかし、f元取締役は、宿泊施設と研修を組み合わせた受注型企画旅行の販売案件として進めており、2020年12月23日頃になってn氏から再びo氏に契約関係書類の相談があった。o氏は、意図しない旅行形態であったものの、既にほぼ終了する案件の後付けの契約であったことから、受注型企画旅行として対応を助言して本件旅行契約の最終決裁に至った。

その際、o氏は、仕入先の商材であるユニット商品として研修を仕入れる場合には、E社との契約を別途手当する必要がある旨をf元取締役やn氏に助言したものの、その後、当該助言に沿った対応が行われることはなかった。

## 5 f元取締役の高山社長に対する状況報告

上記第2章・第5・4記載のとおり、2020年12月1日にTBK社からE社に対する第1回目の167,544,000円の支払いが行われ、同月4日にTBK社がA社から121,004,000円が回収される予定となっていたが、高山社長は、その前日の2020年12月3日午前0時22分頃、f元取締役に対して、以下の内容のLINEメッセージを送信した。

fさん、明日jさん達とゴルフです。pさんが急遽仕事で来れなくなり、代打でaさんがきます。B社だよな？入金とか少しリスクあるので最大限チェックしますが、何か情報があれば明日で構わないのでLINE下さい。明日は8時スタートです。

このLINEメッセージによると、高山社長が本件旅行商品の販売取引の資金の流れをある程度把握してB社の与信リスクを懸念していたことがうかがわれるが、当委員会のヒアリングにおいて、高山社長は、2020年12月1日にg元取締役と何らかの報告で面談した機会か、翌2日に開催された役員会議の機会に資金の流れを聞いた可能性を示唆している<sup>10</sup>。

<sup>10</sup> この時点で高山社長が認識していた資金の流れは必ずしも明らかでないものの、その後のf元取締役のTBK社→E社→Bグループ→TBK社の資金移動の説明を受けても自身の認識と異なる旨の反応を何ら示していないことからすると、そのような資金移動をある程度把握していた可能性が高い。

上記の高山社長の LINE メッセージに対し、f 元取締役は、同月 3 日午前 2 時 12 分頃、以下の内容の LINE メッセージを高山社長に返信した。

はい、B 社の a 社長です。  
当社→E 社（ホテル+研修仕入）→B 社 GRP→当社で代金を 1 億程度回していき、明後日金曜日に B 社→当社の 1 回目の入金予定です。今回の研修プランは全体で 1300 名くらいで当社で 560 名、他は D 社（給付金は E 社）です。D 社の方は支払いタームが GOTO 支援金が出てからにしているので B 社としてもキャッシュ面では無理がないものになっていますが、その分一度に動くお金が多いので D 社担当の e さんとも情報交換しながら B 社の状況はチェックしております。

上記の f 元取締役の説明によると、TBK 社を起点として E 社と B 社グループを経由して TBK 社に入金される資金移動を前提とした上、本件旅行商品と類似のスキームに同時並行で関与する B 社が大量の資金移動を行う状況にあることを踏まえ、TBK 社から支払った資金が TBK 社に実際に戻ってくるかどうかという観点での与信リスクが懸念されていた状況がうかがえる。

そして、高山社長は、a 氏らとのゴルフが終了後の同日午後 4 時 24 分頃、f 元取締役、k 取締役、g 元取締役、l 元取締役、i 元取締役及び m 本部長に対し、「今回の研修プログラム」と題する以下の内容の社内メールを送信した。

本日、j さんと B 社の a 社長とお会いしました。  
今回の旅工房の利益は 1.4 億相当です。  
(略)  
B 社さんの会社の与信ですが、問題ないかと思います。

(以下省略)

当委員会のヒアリングにおいて、高山社長は、いわゆる「とりっぱぐれ」のリスクを気にしていたことから、ゴルフの際に B 社の株主関係に加え、a 社長の家柄、自宅の所有物件の存在の情報を入手し、これまでの旅行業の経験から a 社長は信用できて B 社の与信も問題ないと判断した旨を供述している。

その後、f 元取締役は、翌 12 月 4 日、高山社長に対し、以下の内容の LINE メッセージを連続して 2 通送信し、A 社から予定通りに入金された旨を報告した。

本日予定通りの期日・金額で入金確認できました。  
カ) A 社 121,004,000 円入金  
A 社←こちらは B 社のグループ会社で、今回の宿泊者のとりまとめ機関です。当

社からみたお客様（代表者）です。

以上からすると、高山社長は、f 元取締役の説明から、TBK 社を起点とした E 社→B 社グループ→TBK 社の資金移動を認識しており、C 社と A 社も含めて B 社グループとして B 社の与信を懸念し、B 社の株主構成や（a 社長の）家柄、所有物件から与信は問題ないと判断した状況がうかがえる。

そして、その後の入出金についても、TBK 社から E 社への支払いと A 社から TBK 社への入金、本件旅行契約や第 2 章・第 5・4 記載のコーポレート本部内で共有されたフローやスケジュールに沿って 2021 年 1 月 4 日まで行われ、A 社からの未入金や入金遅延が発生することはなかった。

## 6 2020 年 12 月 16 日開催の監査役会及び取締役会の状況

常勤監査役は、社内の稟議書を閲覧して重要稟議と判断したものを原則毎月 1 回開催の監査役会に報告して審議していたが、2020 年 12 月 16 日に開催された監査役会では、常勤監査役が重要稟議として本件旅行商品の稟議を報告した。当該稟議には、A 社が有する顧客へ TBK 社の国内旅行商品を販売するため客室買取契約を締結する旨の案件の内容が簡潔に記載され、案件を実施する場合のリスク及びその内容並びに案件を実施しない場合のリスクが記載されていたが、TBK 社を起点とする資金移動を示唆する支払いのフローやスケジュールなどの情報は記載されていなかった。そして、本件旅行商品の稟議について、社外監査役から以下のような指摘がなされた。

- ① コロナ禍拡大の状況下で一泊 4 万円の高額な部屋が延べ 34,594 泊分も販売できるのか確認する必要がある
- ② 販売商品に GoTo 給付金が組み込まれている場合には全国一斉停止の影響がでる可能性があり、A 社が資本金 13 百万円の規模の会社であることからすると、総額 1,504 百万円の契約金額は高額であることから売上代金の回収に懸念がないか確認の必要がある

こうした監査役会での議論を受け、その直後に開催された取締役会では、当時、常勤監査役を務めていた q 氏が f 元取締役に本件旅行商品について質問した。これに対し、f 元取締役は、順調に進んでいる旨を報告した。

ここでは、A 社に対する売上が計上されて入金も順調に進んでいることが f 元取締役から説明されたが、その背景として TBK 社が E 社に支払った資金が C 社を経由して A 社から TBK 社に入金される支払いのフローがあることについては説明されなかった。

## 7 本件旅行商品の売上計上

A社に対しては、本件旅行商品の販売代金の65%相当が請求され、その全額が2021年1月4日までに回収されていた。また、当該販売代金の35%相当については、TBK社は、2021年1月から2月にかけて、GoTo事務局にGoTo給付金の受給申請を行った。

そして、TBK社は、2020年11月に売上115百万円（税込）、売上原価104百万円（税込）、同年12月に売上694百万円（税込）、売上原価627百万円（税込）を計上した。

合計すると、2021年3月期第3四半期において、売上809百万円（税込）、売上原価731百万円（税込）を計上した。

## 8 四半期レビュー時の対応状況

EY新日本の2021年3月期第3四半期の四半期レビューにおいて、TBK社は、本件旅行商品の売上の内容又は概要を確認したい旨の要請を受け、2021年2月4日、EY新日本との会議が設定され、経理担当のh氏らの同席のもと<sup>11</sup>、f元取締役が説明を行った。

その際、f元取締役は、本件旅行商品の内容、すなわち宿泊と研修を組み合わせたものであること、GoTo給付金の対象となることなどを説明し、A社とTBK社間の本件旅行契約の契約書及び一部解約の覚書をEY新日本に提出した。しかし、f元取締役の説明に基づいてh氏が作成した本件支払いフロー/スケジュール資料はいずれもEY新日本に示されることなく、支払いのフローや研修会社などについての説明も行われなかった。

その結果、本件旅行商品の販売取引がEY新日本から問題視されることなく、TBK社は、2021年2月12日に2021年3月期第3四半期報告書を提出した。

## 9 期末監査時の対応状況

EY新日本の2021年3月期の期末監査において、TBK社は、本件旅行商品をE社から仕入れた単価が分かる資料の提出をEY新日本から求められ、明確な資料を提出できなかった。このような状況に対して、EY新日本はE社に対する仕入取引に関する実在性を確認するために取引確認を行った<sup>12</sup>。

期末監査においては、f元取締役やh氏が説明を行う機会はなく、本件支払いフロー/スケジュール資料がEY新日本に提示されることもなかった。

---

<sup>11</sup> この点、h氏は、このEY新日本との会議は欠席したと思う旨供述しているものの、f前取締役やEY新日本へのヒアリング結果からh氏も同席したと認定している。

<sup>12</sup> この点は、上記第2章・第5・4(5)記載のE社からのユニット商品の仕入れの契約の手当に関するo氏の助言に沿った対応が行われなかったことに起因していると考えられる。

## 第6章 資金循環の有無と内容

第1章・第6記載のとおり、当委員会は、TBK社の取引先の金融機関から当該取引先における資金移動の情報を入手する権限はなく、当該取引先からの任意の情報提供も期待できないことから、TBK社内の証拠に依拠して資金循環の有無を検討した。

まず、TBK社における入出金履歴を確認したところ、以下のとおり、TBK社が仕入先であるE社に先払いを行った後に、売上先であるA社から本件旅行商品の販売代金が入金された状況が認められる。

### 【日付別入出金額】

(単位：円)

日付	入金① (A社→TBK社)	出金② (TBK社→E社)	入出金差額 ①-②	入出金差額 累計
2020/12/1	-	167,544,000	△ 167,544,000	△ 167,544,000
2020/12/4	121,004,000	-	121,004,000	△ 46,540,000
2020/12/8	-	199,802,000	△ 199,802,000	△ 246,342,000
2020/12/11	143,156,000	-	143,156,000	△ 103,186,000
2020/12/15	-	141,675,100	△ 141,675,100	△ 244,861,100
2020/12/18	101,920,000	-	101,920,000	△ 142,941,100
2020/12/22	-	141,675,100	△ 141,675,100	△ 284,616,200
2020/12/25	101,920,000	-	101,920,000	△ 182,696,200
2020/12/28	-	80,957,200	△ 80,957,200	△ 263,653,400
2021/1/4	58,240,000	-	58,240,000	△ 205,413,400
合計	526,240,000	731,653,400	△ 205,413,400	

上記の入出金の状況からは、TBK社がE社に支払った資金のその後の移動状況は不明であるが、第2章・第5・4記載のとおり、f元取締役の説明を受けてh氏が作成し、コーポレート本部内で共有された本件支払いフロー/スケジュール資料によると、TBK社がE社に支払った1泊当たり36,000円がC社とA社を経由した後、TBK社に26,000円が入金される流れ、すなわち、TBK社を起点とする資金移動が週次で行われるサイクルの支払いのフローとスケジュールが計画されていたことは明らかである。

そして、上記のTBK社の入出金の状況は、TBK社が計画していた支払いのフロー及びスケジュールと完全に一致していることからすると、TBK社が計画したとおりの資金移動、すなわち、TBK社が支払った資金がE社及びC社を経由してA社から入金されるTBK社を起点とする資金移動が行われたものと合理的に推認される。

次に、こうしたTBK社を起点とする資金移動が認められるとしても、資金に色付けはされていないため、当該資金移動が「資金循環」とまで評価できるかが問題となる。一般的に、ある取引当事者を起点として資金が還流する資金移動があるとしても、意図せずに結果的に資金が還流する形となった場合、還流までに長期間を要していた場合、還流するまでの間に介在する取引当事者が独自に資金負担リスクを負っている場合などにはいわゆる「資金循環」とまで評価するのは困難と思われる。

この点、本件旅行商品の販売取引については、上記のとおり、TBK社が当初から計画していたフローとスケジュールに沿って行われた資金移動であったこと、TBK社が火曜日にE社に支払った資金がその週の金曜日にA社から入金される短時間で資金が還流するサイクルであったこと、資金が還流する間に介在していたC社とA社は受領した資金を原資としていわゆる「右から左」に支払いを行うだけで独自の資金負担リスクを負っていたものではないことなどが認められる。

また、資金が還流する間に介在する取引当事者の数が多ければ多いほど自己の資金が循環したとの認定は難しくなるが、本件旅行商品の販売取引については、上記第2章・第5・5記載のf元取締役から高山社長に対する説明のとおり、TBK社としては、A社とC社はB社のグループ会社として一体として認識した上で、TBK社からB社グループに支払った資金がTBK社に戻ってくるものとして、B社を相手方として与信を判断している。

こうした状況からすると、TBK社を起点とする資金移動については、TBK社のみが資金負担を負って自己資金を還流させたものであり、TBK社を起点とする「資金循環」があったと認めるべきである。

### 第3章 資金循環の会計上の影響について

TBK社は、2021年3月期の第3四半期及び期末において、本件旅行商品の売上809百万円（税込）を計上した。そして、GoTo給付金を申請する金額を除いた526百万円はA社からの入金により回収された形になっているが、上記第2章・第6記載のとおり、実際には、TBK社を起点とする資金循環と認められるため、こうした資金循環の認定が売上計上にどのような影響を及ぼすかが問題となる。

まず、TBK社を起点とする資金循環が行われた取引をみると、TBK社がE社から36,000円/人泊で仕入れる研修と宿泊を組合せた本件旅行商品のうち、研修の部分の仕入れとしてE社がC社に支払った33,000円/人泊がA社を介して最終的に26,000円/人泊となってTBK社に循環している。しかし、そもそもTBK社は旅行会社であり、旅行会社が通常扱う商材とはいえない研修プランが必要であれば、購入者が別途調達するのが自然であり、本件旅行契約の契約書レビューの担当者も同様の見解をもっていたと思われる。また、さらに不自然な点として、TBK社が認識していたところによれば、C社とA社はB社のグループ会社として一体の存在であり、研修の購入者と研修の提供者が一体であったことになる。B社グループからすれば、TBK社から宿泊のみを購入して自社グループで研修を組み合わせれば足りるところ、あえて、TBK社から宿泊と研修を合わせて購入している。TBK社としては、本来、宿泊のみを仕入れて販売すれば足りるところ、あえて研修も仕入れて販売することにより、取引の規模が拡大したことに加え、その研修の仕入れのためにTBK社のみが資金負担リスクを負って資金循環を行ったことになる。その意味で、TBK社が行った本件旅行商品の販売取引のうち、研修を仕入れて販売した部分は全く経済合理性がないといわざるを得ない。また、TBK社の仕入先であるE社が研修の仕入れでC社に支払った資金は、当初スキーム図などによると、その後、紹介料の名目でA社に移動していると思われるが、C社にとっての売上である33,000円/人泊のうち、26,400円/人泊もの金額が紹介料として週次のサイクルで発生する取引は極めて不自然といえる。

したがって、こうした経済合理性のない仕入取引と極めて不自然な紹介取引で資金負担リスクを負ってまでTBK社が資金循環を行った本来の目的が存在することが疑われる。この点、TBK社の本件旅行商品の仕入販売取引のみに着目するのではなく、本件旅行商品の購入者であるA社、販売者であるTBK社、仕入先であるE社、研修の仕入先であるC社を含めたスキーム全体の資金の流れからすると、一定の目的をもったスキームであったことがうかがわれる。すなわち、本件旅行商品の研修や宿泊は無償でエンドユーザーに提供されるため、スキーム外からの資金流入としてエンドユーザーからの入金はなく、GoTo給付金と地域共通クーポンがスキーム外からの唯一の収益源であり、結局のところ、スキーム内におけるTBK社を起点とした資金循環によりGoTo給付金の支給要件を満たす取引を申請事業者であるTBK社を

通して行うことで、もっぱら GoTo 給付金と地域共通クーポン券の支給を受けることを目的としたスキームと推認される<sup>13</sup>。

そうすると、本件旅行商品の販売取引は、役務提供の相手方ではない GoTo 事務局から GoTo 給付金の支給を受けることのみを目的とした資金循環取引であることから、役務提供の対価を受領したとはいええないことに加え、このような取引は主たる営業活動とは認められないことから、売上高として計上すべきものではない。

したがって、本件過年度訂正前に計上されていた 2021 年 3 月期の第 3 四半期と期末における本件旅行商品の売上は、給付金の支給を目的とした資金循環取引により過大計上されたものといわざるを得ない。

上記第 1 章・第 5 記載のとおり、TBK 社は、前回調査結果を踏まえ、2021 年 3 月期第 3 四半期に計上されていた本件旅行商品に対する売上 736 百万円及び仕入先に対する売上原価 665 百万円をそれぞれ全額取り消すとともに、本件旅行商品の取引に係る入出金差額の 263 百万円を A 社向けの未収入金<sup>14</sup>として計上する本件過年度訂正を行っているが、以上の検証結果からすると、こうした訂正は特段問題のない会計処理と考える。

なお、本件過年度訂正では、上記の A 向け未収入金について、全額回収不能と評価して全額貸倒引当金を計上しているが、A 社からの実質的な資金流入が見込まれない取引であったことからすると、取引当時から回収可能性はなかったとする会計処理は特段問題ないものとする<sup>15</sup>。

---

<sup>13</sup> 実際、当委員会のヒアリングにおいて、f 元取締役は、TBK 社にとって経済合理性のない研修の仕入れを行った理由について、GoTo 給付金の対象にするためだったと明確に供述している。

<sup>14</sup> TBK 社は A 社向けの未収入金として認識しているが、E 社への支払いと A 社からの入金の差額を単純に未収入金としているに過ぎない。ただし、債権の相手先等の問題の如何に関わらず、未収入金に対して全額貸倒引当金を計上していることから、損益及び純資産に対する影響はないものと考えられる。

<sup>15</sup> また、TBK 社が受領して A 社に交付した使用済みの地域共通クーポン券について、GoTo 事務局に対する返還が必要となったことから返還額と同額を A 社に対する未収入金 93 百万円を計上し、全額貸倒引当金を計上しているが、同様に会計処理は特段問題ないものとする。

## 第4章 役員の認識又は関与について

### 第1 総論

上記第3章記載のとおり、本件旅行商品の販売取引のスキームは、スキーム内におけるTBK社を起点とした資金循環によりGoTo給付金の支給要件を満たす取引を行って、もっぱらGoTo給付金と地域共通クーポン券の支給を受けることを目的としたものとみるべきであるが、スキームの関与者のなかで資金負担リスクを負ったのはTBK社のみであり、そもそも資金循環の起点となる資金をTBK社が拠出しなければスキームが成立しなかったといえる。

前回調査結果では、本件旅行商品の催行実態が不適切なものとなったのは、実質的に同一又は一体とみられるB社、A社（旅行商品購入者）及びC社（研修提供者）が本件旅行商品に係るGoTo給付金によって利得を得ようとしたことによるものである可能性が高く、TBK社においては、そのような利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、自ら本件旅行商品の不適切な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められないと結論付けられているところ、当委員会の検証の過程でも本件旅行商品の催行実態が不適切なものとなった経緯については前回調査結果を覆す証拠は特段検出されていない。

しかし、少なくとも資金循環取引による売上の過大計上という側面では、スキームのなかで唯一資金負担リスクを負って資金循環を行っている以上、TBK社は、スキーム全体でまさに中心的な役割を担って資金循環取引に加担したとの評価は免れない。

### 第2 各役員の認識又は関与

当委員会は、本件旅行商品の販売取引が行われた当時のTBK社の全取締役及び全監査役にヒアリングを実施するとともに関係資料を精査した。

その結果、本件旅行商品の売上が計上された2021年3月期の第3四半期報告書及び有価証券報告書が提出された時点において、f元取締役、g元取締役及び高山社長は、TBK社を起点とする資金循環を認識し、又はこれに関与していたと認められる<sup>16</sup>。

#### 1 f元取締役について

f元取締役は、本件旅行商品の販売取引を所管するグローバル・アライアンス部門担当取締役として、上記第2章・第4記載の本件旅行商品の予約販売前後からB社やA社、E社及びC社とのやり取りを担当し、本件支払いフロー/スケジュール資料

---

<sup>16</sup> なお、i元取締役については、上記第2章・第5・2記載の研修プランのスキーム図が添付されたf元取締役のメールを受領するなどして当事者間の資金移動を一定程度認識していたものの、TBK社を起点とする資金循環を認識していた形跡はない。

に記載された支払いのフローとスケジュールを関係当事者と調整していた。また、上記第2章・第5・2記載のとおり、本件旅行商品の販売はTBK社の立替が発生しない前提の取引であったものの、f元取締役は、研修会社であるC社からの要望を受け、TBK社が先払いを行うフローに変更している。したがって、f元取締役は、TBK社を起点とする資金循環を認識していたのみならず、その形成に積極的に関与していたと認められる。

他方、f元取締役は、コーポレート部門担当取締役であったg元取締役に本件旅行商品の内容やスキームについて相談するとともに、支払いのフローやスケジュールについてはコーポレート本部にも情報共有と相談をしながら確定に至っているところ、g元取締役からもコーポレート本部からも売上計上ができない旨の指摘を受けた形跡はなく、当該資金循環に会計上の問題があることまで明確に認識していた形跡はない。

もともと、当委員会のヒアリングにおいて、研修企画会社であるA社と研修会社であるC社が同じB社グループと認識していたにもかかわらず、あえてE社とTBK社を介して研修を購入する理由について、GoTo給付金の対象とするためと説明しており、GoTo給付金の申請を目的としてあえて経済合理性のない研修の仕入れを行ったことは認識していたと認められる。

## 2 g元取締役

g元取締役は、当委員会のヒアリングにおいて、本件支払いフロー/スケジュール資料を認識していたものの、TBK社以外の資金の流れについては関知するところではなく、TBK社がE社、C社及びA社に対して逐一着金の確認や送金の指示を行っていないことから、TBK社を起点とした資金循環があったとはいえないと供述している。しかし、本件支払いフロー/スケジュール資料は、単にTBK社の社内向けの資料として作成されたものではなく、特に「取引先様用フロー図」と題するパワーポイント資料や「取引様用フロー図V3」と題するパワーポイント資料については、取引先に支払いのフローとスケジュールを説明する資料として作成されたものであって取引先に対する指示に等しいことに加え、TBK社から火曜日にE社に支払った資金が金曜日にA社から入金する際の入金確認については、h氏が行って社内で情報共有しており、TBK社が意図・計画したフローとスケジュールに沿って資金移動が行われるよう差配していたことは明らかである。したがって、g元取締役もTBK社を起点とする資金循環については十分認識していたものと認められる。

他方、g元取締役は、当委員会のヒアリングにおいて、TBK社を起点としてE社、C社及びA社を介してTBK社に還流するような資金移動があったとしても、各当事者が適正な原価を負担していれば会計上は問題がない旨供述している。また、本件旅行商品の販売取引を2020年11月にコーポレート本部で検討する過程において、

資金循環のような資金の流れがあることを懸念して m 本部長が相談を持ち掛けた際にも、g 元取締役は、同旨の説明を m 本部長にしている。g 元取締役が本来売上計上できないと認識していれば、本件旅行商品の売上が計上された 2021 年 3 月期の第 3 四半期レビュー及び期末監査において、資金循環の明らかな証拠となる本件支払いフロー/スケジュール資料を EY 新日本に提示しないよう h 氏に指示するなどの隠蔽工作があつてしかるべきであるが、そのような形跡は見当たらない。そうすると、g 元取締役が本来計上すること許されない本件旅行商品の売上をあえて計上する意図まであつたとは認め難い。

もともと、g 元取締役は各当事者が適正な原価を負担していれば会計上は問題ないと考えていた模様ではあるものの、実際には、f 元取締役に対して口頭で確認したのみで、g 元取締役が自ら各当事者による原価負担の状況を詳細には検証した形跡はない。また、本件支払いフロー/スケジュール資料は、監査業務に携わる職業的懐疑心が備わった公認会計士であれば、商流に参加する当事者間の異常な資金移動を示唆する不正の兆候と評価してもおかしくない内容である。そして、実際に m 本部長が資金循環の懸念を示しており、g 元取締役は、部下からの的確な問題提起も受けていた。そうであれば、コーポレート部門担当の CFO として、g 元取締役は、自身の考える理屈によってこうした資金移動が行われる取引が会計上問題ないといえるか事前に EY 新日本に確認・相談するなどしてより慎重な対応をすべきであつたが、そのような対応は全く行われていない。公認会計士の資格を持ち、監査法人での監査実務の経験もある g 元取締役が、コロナ禍で苦境の 2021 年 3 月期の全売上の半分相当を締める規模の本件旅行商品の取引について、なぜ慎重な対応を怠つたのか理解に苦しむが、この点は、CFO として明らかに判断を誤つたといわざるを得ない。

### 3 高山社長

高山社長は、B 社と TBK 社の接点をつくって本件旅行商品の販売取引のきっかけとなっているものの、その後の実務面は f 元取締役に委ねて案件の進捗や業績影響の試算を都度確認する形で関与しており、少なくとも本件旅行商品の売上が計上された 2021 年 3 月期有価証券報告書が開示されるまでの時点で、本件支払いフロー/スケジュール資料を認識していた形跡はない。しかし、上記第 2 章・第 5・2 記載のとおり、高山社長は、2020 年 11 月 1 日に f 元取締役から「B 社様との研修プランについて」と題するメールを受領した際、「旅行会社」、「ホテル (D 社)」、「教材 (B 社)」、「研修企画会社」の各社間で資金が回ることにより各社で相応の利益を得る収支となるスキーム図を認識し、同日中に「早く売りきってください。時間がありません。」と案件を早急に進めるよう f 元取締役に指示する返信をしている。また、上記第 2 章・第 5・5 記載のとおり、高山社長は、B 社からの回収リスクを懸念して f 元取締役に LINE メッセージを送信した際、f 元取締役から「当社→E 社 (ホテル+研修仕

入) →B 社 GRP→当社で代金を 1 億程度回していき、明後日金曜日に B 社→当社の 1 回目の入金予定です。」との返信を受けている。これらの LINE メッセージの交換が行われたのは 2020 年 12 月 3 日の未明であり、TBK 社を起点とする資金循環の 1 回目のサイクルの途中であった。したがって、高山社長が、少なくともこの時点では TBK 社を起点とする資金循環を認識していたことは明らかである。

他方、高山社長は、資金循環がある取引について売上計上することは会計上の問題があるといった説明や相談を CFO である g 元取締役やコーポレート本部の社員から受けた形跡がなく、これまでの経歴やバックグラウンドを考慮すると、高山社長が独自に会計上の問題を明確に認識することができたとは考え難く、売上計上が許されない取引である旨の認識があったとまでは認められない。

もともと、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が急激に悪化し、2021 年 3 月期末に債務超過に陥った場合の金融機関の貸し剥がしが懸念される状況において、本件旅行商品は、高山社長が案件の進捗状況や売上及び売上総利益の試算の報告を何度も f 元取締役に求めて売上 10 億円、売上総利益 1 億円もの大規模案件として多大な関心を示していた事案であった。こうした状況のなか、高山社長は、少なくとも 2020 年 12 月 3 日に TBK 社を起点として E 社と B 社グループを介して TBK 社に還流する異常な資金移動の報告を受けていたのであるから、g 元取締役に問題の有無を確認し、あるいは監査法人との協議を促すなどの対応もあり得たところである。

## 第5章 原因分析と再発防止策の提言

### 第1 原因分析

以下では、本件旅行商品の販売取引について、GoTo 給付金の支給を目的とした資金循環取引（以下「**本件資金循環取引**」という。）による売上の過大計上が発生した原因を分析する。

#### 1 CFO の判断の誤り

本件資金循環取引による売上は、2020年11月と12月に計上されているところ、監査法人に支払いのフローやスケジュールを説明して事前相談を行い、あるいは、2021年3月期第3四半期の四半期レビュー時に本件支払いフロー/スケジュール資料を示すなどしていれば、監査法人がより深度のある手続を実施して不適正な開示の未然防止に至った蓋然性が高い。また、2021年3月期の期末監査の段階でこうした対応が行われていれば、少なくとも期末での不適正な開示を防げた可能性が高い。

この点、f元取締役の指示に基づいて本件支払い/スケジュール資料を作成したコーポレート本部の経理セクションの統括マネージャーであったh氏は異常な資金移動との認識をもたなかったものの、コーポレート本部のm本部長は、資金循環を疑問視してg元取締役に相談しており、コーポレート本部としては的確に問題点を把握して有効に機能していたといえる。

しかし、CFOであったg元取締役がこうした問題提起を受けながら慎重な対応を行わなかったことは上記第4章・第2・2記載のとおりである。

また、TBK社を起点とする資金循環が成立したのは、TBK社がE社への仕入代金の前払いを行ったことに起因するが、g元取締役は、f元取締役からの説明を受けて前払いを承認している。g元取締役は、TBK社が支払った資金がA社から回収される資金循環を前提として、週次のサイクルにすれば入金がなかった段階で次の支払いをストップできてリスクヘッジできると考えていた模様であるが、少なくとも売上の一部が自己資金で回収したとみられて売上が否定されるリスクには思い至ってしかるべきであり、こうした点を考慮せずに安易に前払いを承認した点もCFOの判断として問題があったといえ、CFOの判断の誤りが本件資金循環取引による売上の過大計上を未然防止できなかった大きな原因の1つと考えられる。

#### 2 高山社長及びf元取締役のリスク感度の問題

高山社長及びf元取締役は、g元取締役のような財務会計の専門的な知見がある役員ではなく、本件資金循環取引による売上計上に会計上の問題があるとの認識には至っていないものの、少なくともTBK社を起点とする資金循環という異常な支払いのフローを認識していたのであるから、会計上のリスクを懸念してg元取締役と協議するなどして検討を尽くすべきであったと思われる。もちろん、業務執行の分担とし

て、コーポレート部門担当取締役とコーポレート本部に判断を委ねることに一定の合理性は認められるが、コロナ禍の影響で売上がほぼ消失していたTBK社にとって極めて重要な大規模案件で一般的に正常とはいえない資金循環を把握したのであるから、監査役会に報告し、あるいは取締役会に上程するなどして問題を検討する方策はあったと思われる。特に、f元取締役は、本件資金循環取引の実務面を取り仕切っており、TBK社によるE社を介した研修の仕入れがGoTo給付金の対象とするための経済合理性のない取引であったことや、C社とA社間に紹介料名目の不自然な資金移動があることを十分に認識したにもかかわらず、適切な対応を行っていない。

上場企業は適正な財務情報を投資家に開示する責務があり、経営トップや取締役の会計的知識が不足してCFOの誤った判断を是正できない事態は許されないと考えられる。その意味では、高山社長とf元取締役のいずれも、上場会社の役員としてのリスク感度が鈍かったと評価せざるを得ない。

### 3 事後対応における経営陣の不誠実な開示姿勢の問題

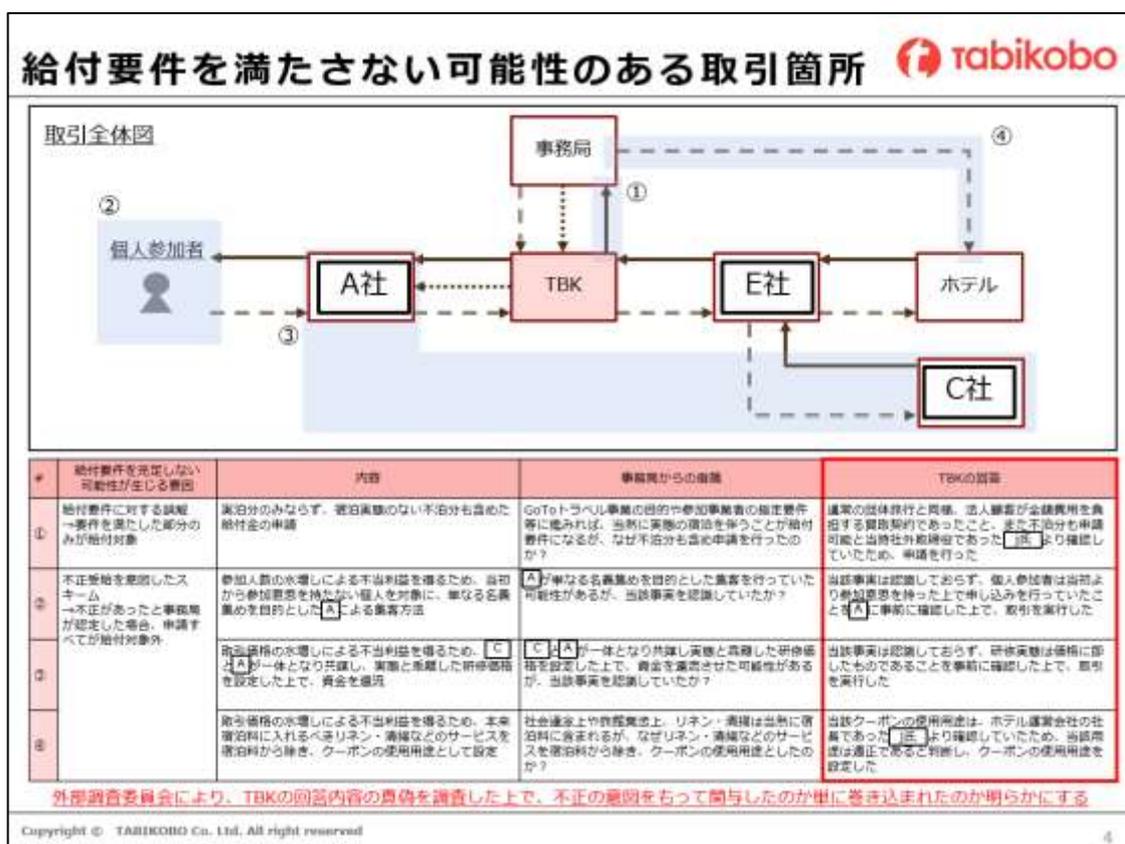
上記第4章・第2・1ないし3記載のとおり、高山社長、f元取締役及びg元取締役は、TBK社を起点とする資金循環は認識していたものの、本件資金循環取引の売上を過大計上した連結財務諸表を掲載した2021年3月期の第3四半期報告書及び有価証券報告書を提出した時点で会計上許されない売上計上を意図的に行ったとまでは認められない。しかし、その後の取締役会への対応などは誠実に行ったとは言い難い状況がある。

まず、前回調査委員会の設置を決議した2022年2月4日開催の取締役会では、g元取締役が、リスク・コンプライアンス委員会として「外部調査委員会設置および2022年3月期第3四半期決算発表延期の件」と題する議案を上程しているところ、当該議案の資料には、事案の概要として、以下のスライドが含まれていた。



評価せざるを得ない。実際、資金循環を示す重要な証拠であるコーポレート本部が作成した本件支払いフロー/スケジュール資料は、前回調査委員会の調査の過程においても本件過年度訂正の過程においても、TBK 社から EY 新日本に提示されていなかった<sup>18</sup>。

次に、同じ取締役会資料には、宿泊等の実態がないために GoTo 給付金の給付要件を満たさない可能性のある取引箇所を示した図として以下のスライドも含まれていた。



この資料では、給付要件を充足しない可能性が生じる要因の 1 つとして、不正受給を意図したスキームが記載され、その内容の 1 つとして、「取引価格の水増しによる不当利益を得るため、C と A 社が一体となり共謀し、実態と乖離した研修価格を設定した上で、資金を還流」と記載されていた。また、その問題点に関する GoTo 事務局からの「C と A 社が一体となり共謀し実態と乖離した研修価格を設定した上で、資金を還流させた可能性はあるが、当該事実を認識していたか？」との指摘に対し、TBK 社の回答として「当該事実は認識しておらず、研修実態は価格に即したもので

<sup>18</sup> ただし、当委員会のヒアリングにおいて、g 元取締役は、前回調査委員会に対しては、資金が循環している可能性について説明した旨供述しており、前回調査委員会の委員長を務めた r 弁護士も同旨の供述をしている。

あることを事前に確認した上で、取引を実行した」とする内容を記載し、外部調査委員会の調査により、TBK 社の回答内容の真偽を調査した上で、不正の意図をもって関与したのか単に巻き込まれたのか明らかにすると記載されている。

C 社と A 社が一体として資金還流させた事実の認識を否定した TBK 社の GoTo 事務局に対する回答は、TBK 社が、本件旅行商品の催行について、実際の宿泊者数が申請した宿泊者数より著しく少ない旨の指摘を受け、2021 年 12 月以降、GoTo 事務局の担当者との面談が複数回にわたって行われた際の f 元取締役の回答から引用されたものである。しかし、f 元取締役が、GoTo 事務局対応を顧問弁護士に相談するために 2022 年 1 月 3 日午後 4 時 52 分頃に送信したメールには、「募集会社である『A 社』と研修提供会社である『C 社』が一体となっているやり取りが私との間で確かにありました。別会社とは聞いていましたが、実際はほぼ同じ会社だろうと私自身も考えていましたし、事務局が指摘する「還流」と言えるようなものが A 社と C 社との間であるのではないか？とっていたのは事実でした。」と記載されている。なお、f 元取締役は、上記メールを顧問弁護士に送信する前の 2022 年 1 月 3 日午後 4 時 16 分頃に、その内容をテレグラムのメッセージで g 元取締役に送信し、さらに当該メールを顧問弁護士に送信後の同日午後 6 時 11 分頃から 13 分頃にかけて、「先ほど s 先生へ時系列を少し手直しして、メール文面はテキストでそのまま送付しております。」「s 先生にはこれくらいはぶっちゃけて良かったですよ？還流？のような図も存在したのも事実なんです」というテレグラムのメッセージを g 元取締役に送信した。それに対し、g 元取締役は、同日午後 6 時 16 分頃、「はい、いいと思います。」と f 元取締役に返信した。こうしたやり取りからすると、取締役会資料に記載された TBK 社の上記回答は、実際の f 元取締役の認識とは異なる内容が記載されており、f 元取締役も g 元取締役もそれを知りながら取締役会に上程していたものと認められる。

さらに、高山社長についても、TBK 社を起点とする資金循環を認識していたのであるから、2022 年 2 月 4 日開催の取締役会では、C 社と A 社との間の資金移動の情報が資料に記載がないことについて補足説明をしてしかるべきであったが、そのような対応をとった形跡はない。また、前回調査委員会が設置される数日前の 2022 年 2 月 1 日には、以下の内容のテレグラムのメッセージを f 元取締役に送信しており、GoTo 事務局への対応が終了し、刑事事件に発展することを危惧して証拠隠滅を指示するように読めるところ、当委員会のヒアリングにおいて、高山社長も刑事事件化や外部調査委員会対策としての「証拠隠滅に近い」指示だったと供述している。

f さん

基本、事務局とのやり取りは終わったんですよね？

明日以降はまずは身の回りの整理やパソコンデータなど最終チェックをお願いし

ます。  
まだ刑事事件に発展しますと、旅工房に強制捜査になる可能性もあります。おそらく f さんの PC や携帯電話が没収になるかもなので、抜かりなくお願いします。  
(以下略)

このように TBK 社の経営陣はステークホルダー対応を真摯に行う姿勢に乏しい。本件資金循環取引による売上の過大計上についても、迅速かつ正確な開示を行う姿勢があれば、前回調査委員会の設置時に資金循環の問題にも焦点が当たって前回調査時あるいは本件過年度訂正時に資金循環取引の存在が早期に明らかとなり、当委員会による再検証が不要となった可能性がある。

## 第2 再発防止策の提言

TBK 社は、前回調査結果を踏まえて、既に再発防止策の取組みを行っている。当委員会は、当該再発防止策の具体的な施策とその整備・運用の状況を把握し、いずれも適切に運用されていることを確認した。これらの再発防止策の一部は、当委員会が認定した本件資金循環取引による売上の過大計上の再発防止の観点からも有効な施策と考えられる。特に、前回調査委員会が「コンプライアンス意識・リスク意識の向上」として指摘した「個別の取引・商品の実行・販売にあたっては、取引全体・商品全体を多角的に観察して、実現可能性があるか、コンプライアンス上の問題がないか、いかなるリスクがありうるかといったことを、常に分析・検証する姿勢・意識が必要である。」という指摘は、当委員会の認識とも一致する。

他方、本件資金循環取引による売上の過大計上は、売上計上という会計的な問題に帰着することから、こうした側面から当委員会が必要と考える再発防止策を以下で提言する。

### 1 業務執行取締役の会計リテラシーと会計不正リスク感度の向上

本件資金循環取引による売上の過大計上を未然防止できなかった要因としては、CFO であった g 元取締役が判断を誤った点が大きい。g 元取締役は、監査実務の経験もある公認会計士であり、CFO としての資質に特に問題があったとは思えない。また、本件旅行商品の販売取引についても、集客方法や研修内容、価格の妥当性の説明を f 元取締役に求め、A 社の財務状況の確認結果に基づいて入金を週次にするよう f 元取締役に求めるなど一定のチェック機能を果たしていた。しかし、資金循環が売上計上に及ぼすリスクについては、コーポレート本部長の指摘があったにもかかわらず、これを軽視して監査法人に事前相談するなどの慎重な対応を怠った。当時の TBK 社の取締役会及び監査役会は有効に機能しており、TBK 社を起点とする資金循環を認識していれば是正に動いた可能性が高いものの、2020 年 12 月 16 日開催の取

締役会で監査役が本件旅行商品の販売取引を質問した際には、f元取締役から順調に進捗している旨の報告にとどまり、資金循環には触れられていない。また、2020年11月2日に開催された常勤取締役の会合では、コロナ禍の時期の募集で大人数を募る実現可能性について指摘がなされており、業務執行取締役間での相互監視も一定程度行われていたように思われる。そうすると、本件のような事象の再発を防止するためには、会計の問題だからといってCFO任せにすることなく、現場に近い業務執行取締役間で会計面の相互監視を強化するのが現実的である。そのためには、個々の業務執行取締役が会計リテラシーを高めるとともに、会計不正リスクの感度を高める必要がある。

こうした観点からは、上場会社の役員として最低限備えておくべき基礎的な会計知識を習得するとともに、個別具体的な不正事例の理解（特に同業他社の不正事例の理解）、会計監査で不正の兆候とされる事象を習得するなどの充実した役員研修を企画・実行するべきである。

## 2 CFOの職責の限定

上記第4章・第2・2記載のとおり、g元取締役がTBK社を起点とする資金循環を認識していながら監査法人への事前相談といった慎重な対応を怠った理由については理解に苦しむところであるが、g元取締役は、所管する範囲が財務、営業経理、経理、コーポレート企画、人事、法務・コンプライアンス、総務・IR及び営業サポートと極めて広く、当委員会のヒアリングにおいて、業務範囲が広すぎたことによる繁忙のため、本件旅行商品の販売取引のスキーム図や本件支払いスケジュール資料について慎重に検討する時間がなかった旨を供述している。当委員会がヒアリングを実施したコーポレート本部の社員もg元取締役が極めて忙しくて疲れ果てていた旨を説明しており、実際にg元取締役が多忙を極めていた状況がうかがえる。

また、g元取締役の負担が大きかった背景として、TBK社の社内において営業部門がコーポレート部門よりも優位にあり、コーポレート部門自体の負担が重かった事情もあるように思われる。実際、本件旅行商品の販売取引においても、本来であれば、取引を所管するグローバル・アライアンス部門担当のf元取締役側で契約書関係の作成を行うべきであるが、g元取締役がTBK社とA社間の本件旅行契約の叩き台を作成している。また、E社からの仕入れに関する契約書作成の必要性を法務・コンプライアンスのセクションから指摘されたにもかかわらず、f元取締役からは何ら反応もなく、コーポレート本部が適切な指摘をしても真摯な対応を期待できるか疑問とも思える状況がうかがえる。

株式上場後からそれほど時間が経過していないTBK社にとって、コストをかけてコーポレート部門を強化することは容易ではないと思われるが、営業部門の従業員による不正により2020年7月に過年度訂正を行ったこと、本件旅行商品の催行の

GoTo 給付金の受給申請の問題で 2022 年 3 月に過年度訂正を行ったこと、外部機関の指摘により当委員会の設置に至って本件資金循環取引による売上の過大計上が判明したことなど立て続けに不祥事が発生している状況を踏まえると、コーポレート部門を CFO だけに委ねるのではなく、例えば、法務やコンプライアンス関係については、担当取締役として CLO（チーフリーガルオフィサー）や CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）を置くことにより、CFO の職責を限定するとともに、管理部門全体を強化することが望ましいと考える。

### 3 監査法人との連携の強化

当委員会の検証の結果、TBK 社と監査法人との連携に特に問題はなく、連携の不足が原因で本件資金循環取引の未然防止や早期発見が妨げられたと評価すべき事情はない。しかし、本件過年度訂正後に TBK 社の金融商品取引法監査及び会社法監査を行う監査法人の交代があった状況で今後の再発防止を見据えると、執行部門が会計上の懸念点を気軽に相談できる関係を構築し、監査法人からも近時の会計不正の事案や傾向などについて情報提供を受けるなどして連携を強化する取組みを検討する必要があると思われる。

### 4 営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用徹底

本件旅行商品の販売取引では、CFO であった g 元取締役が本件旅行契約のドラフト作成を行うなど、本来、チェック機能を果たすべきコーポレート部門の役職員が営業部門の作業を支援している状況がうかがえる。

こうした事情は、本件資金循環取引による売上の過大の直接的な発生原因とはいえないものの、本来コーポレート部門が果たすべきチェック機能が果たせない状況を生み出して不正や不祥事の温床となる可能性がある。

こうした観点からすると、営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用を徹底し、コーポレート部門のチェックが有効に機能するように留意すべきである。

以上

## 別紙

## 「ヒアリング対象者一覧」

実施日（2023年）	対象者（括弧内はヒアリング実施時の役職）
1月13日 1月30日	高山 泰仁氏（代表取締役会長兼社長）
1月13日	m氏（取締役・執行役員）
1月13日	t氏（執行役員）
1月19日 2月2日	g氏（元取締役CFO）
1月20日	u氏（社外監査役）※1
1月20日	v氏（社外監査役）※1
1月20日	k氏（取締役・執行役員）
1月23日	j氏（元取締役）
1月23日	q氏（元監査役）
1月24日	r氏（西村あさひ法律事務所）
1月24日	l氏（元取締役）
1月24日 1月31日	f氏（元取締役）※2
1月25日	w氏（社外取締役）
1月26日	h氏（元コーポレート本部・経理セクション統括マネージャー）
1月27日	o氏（コーポレート本部・法務・コンプライアンスセクションリーダー兼統括マネージャー/コーポレート本部・営業経理セクションリーダー兼統括マネージャー/コーポレート本部・総務セクション統括マネージャー）
1月31日	x氏ら（EY 新日本有限責任監査法人）
2月8日	i氏（元取締役）

※1 u 社外監査役と v 社外監査役は両名同席のもとでヒアリングを実施した。

※2 f 元取締役に対する 2023 年 1 月 31 日のヒアリングは電話により実施した。